

平成21年3月26日

於 教育委員会室

平成21年3月

大和市教育委員会定例会

大和市教育委員会

平成21年3月大和市教育委員会定例会

平成21年3月26日(木曜日)

出席委員(5名)

1番	委員長職務代理者	長谷川	愛子
2番	委員	青蔭	文雄
3番	教育長	山根	英昭
4番	委員	山田	己智恵
5番	委員	田村	繁

事務局出席者

教育総務部長	山口	進	総務課長	井上	純一
学校教育課長	大澤	一郎	保健給食課長	浜田	和博
指導室長	中村	敦	教育研究所長	伊藤	恵子
生涯学習部長	熊谷	薫	社会教育課長	堀内	一雄
スポーツ課長	林	武人	生涯学習センター館長	小方	明
青少年センター館長	阿部	通雄	図書館長	伊東	美紀子
書記					
総務課庶務調整担当	池田	直人			
課長補佐					

日 程

- 1 開 会
 - 2 会議時間の決定
 - 3 前会会議録の承認
 - 4 会議録署名委員の決定
 - 5 教育長の報告
 - 6 議 事
- | | |
|----------------|---|
| 日程第 1 (議案第15号) | 大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 2 (議案第16号) | 大和市青少年相談室設置条例施行の規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 3 (議案第17号) | 大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 4 (議案第18号) | 大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について |
| 日程第 5 (議案第19号) | 大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について |
| 日程第 6 (議案第20号) | 大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規 |

- 則について
- 日程第 7 (議案第 21号) 大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 (議案第 22号) 大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について
- 日程第 9 (議案第 23号) 大和市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について
- 日程第 10 (議案第 24号) 大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 11 (議案第 25号) 大和市児童館条例施行規則を廃止する規則について
- 日程第 12 (議案第 26号) 大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則を廃止する規則について
- 日程第 13 (議案第 27号) 大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について
- 日程第 14 (議案第 28号) 大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 15 (議案第 29号) 大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 16 (議案第 30号) 大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 17 (議案第 31号) 大和市立視聴覚ライブラリー設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 18 (議案第 32号) 大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について
- 日程第 19 (議案第 33号) 大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について
- 日程第 20 (議案第 34号) 平成 21 年度大和市奨学生選考について
(諮問)
- 日程第 21 (議案第 35号) 平成 22 年度使用中学校教科用図書採択方針について
- 日程第 22 (議案第 36号) 平成 21 年度県費負担教職員の研修の一般方針について
- 日程第 23 (議案第 37号) 教育財産の取得について
- 日程第 24 (議案第 38号) 教育財産の公用の廃止について
- 日程第 25 (議案第 39号) 35 人以下学級の早期実現を求める請願書
- 日程第 26 (議案第 40号) 県や国にたいして、30 人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書
- 日程第 27 (議案第 41号) 大和市教育委員会職員の人事異動について
- 7 その他
- 8 閉 会

開会 午前10時00分

田村委員長 それでは、開会に先立ち、傍聴の方に申し上げます。傍聴人は議事についての可否を表明したり、審査に支障を来すことのないよう、念のため申し上げておきます。

ただいまから教育委員会3月定例会を開会いたします。

本日は案件が非常に多いため、会議時間は午後2時までとします。

前会の会議録は、署名委員の署名をもって承認されました。

今会の署名委員は3番、山根委員、4番、山田委員にお願いをいたします。

続いて、教育長の報告を求めます。

山根教育長 始めるに当たりまして、この教育委員会の定例会は教育総務部と生涯学習部が車の両輪のように、同席する中で会議が進められてきましたが、組織の再編に伴いまして、両部での参加は今会が最後というような形になります。そういう意味でも、今日はよろしく願いいたします。

それから各委員におかれましては、2月から今日に至るまでの1カ月の間、卒業式や協議会など何度となくお出かけいただきまして、ありがとうございました。

それから市内の小中学校は今日から年度末休み、いわゆる春休みに入っています。4月6日が始業式、入学式になりますが、それまでの間意義のある日々を過ごして欲しいと思っております。

それでは2月12日以降の件につきまして、主だったところをご報告いたします。

まず3番目、市内一斉防犯パトロール、これは2月22日、大和駅東口としていますが、これはメインの会場が大和駅東口ということで、実際は市内9会場で実施されました。市内163ある自治会の全てと、団体・警察や交通安全協会等々を含めた17団体、総計約1,500人規模でのパトロールとなりました。メインの会場では総合開会式を実施し、「地域のきずなによる安全・安心なまち」を実現していく内容の宣言文を唱和いたしまして、パトロールに移行しました。

それから7番目、大和市珠算競技大会の優秀生徒表彰式、これは商工

会議所で行われましたが、表彰にあたり珍しい形式をとっていたので、紹介します。

A表彰、B表彰というのがあり、A表彰というのは昨年の6月からこの2月までの間に1級をとった人、B表彰というのはその間に3級以上をとった小学校6年生以上で、かつ品行方正な子に限定することで、その子を優秀生徒として、親子に表彰します。しかも表彰状には本人の顔写真が添付されており、他にはない表彰形式により非常に温かい雰囲気の中での進行でございました。

それから8番目、大和さくら文芸祭、この表彰式もいい雰囲気の中で行われていました。長谷川委員の琴、それからフルートやヴァイオリン、オカリナなどの演奏があり、またお茶の接待などのおもてなしがある中での表彰で、本当にいい雰囲気の中、伝統文化を味わうことができるものでした。

10番目、21年度大和市野球連盟、総合開会式、これは小学生18チーム、約500人、成人チーム103チーム、約2,000人、全部で121チーム、約2,500人が引地台野球場に会しましての開会式となりましたが、会長のお話では、引地台球場は広過ぎて、小学生には向いていないけれども、開会式で呼ぶことによって、小学生に将来「僕はここで野球をしたい」という夢を持たせたいということで、あえて毎年呼んでいるとのことでした。将来を見据えた上で、今は何をすべきかということをしていただいているということで、ありがたく感じました。

それから11番、大和市教育目標検討委員会、これは教育基本法の変更に伴い、市の教育目標・方針等を検討していく会でございます。

あとは定例の市議会が24日で終了いたしました。教育委員会関係は以前教育委員会会議に付議した5本ですが、すべて提案どおり可決いたしました。

次に一般質問ですが、議員6名から質問を受けました。

まず平山議員ですが、「子どもの読書活動推進について」ということで質問をいただきました。具体的には「学校図書館の充実、中でもボラ

ンティアの受け入れについて」と、「市図書館との連携」についてでした。

図書ボランティアの受け入れについては、平成16年度は1校でしたが、平成20年度、小学校で15校、中学校で3校となっております。また学校図書館の快適なスペースづくりや、市図書館との連携を強め、読書に親しむ環境づくりに努めてまいりますと答弁しました。

次に、吉澤議員から、「環境教育」について質問いただきました。

本市では学校の実態に合わせて、児童生徒とともに、さまざまな省エネ活動を実施しております。その結果、節電や節水などの日常の小さなことから心がけていこうとする意識が高まってきております。このような子どもたちの省エネ行動が家庭にも波及し、家族で環境を見直すきっかけになるという効果も上げておりますと答弁しました。

次に、三枝議員から、「幼稚園・保育園と連携した情報の共有」について質問をいただきました。

教育委員会では主催する研修会に幼稚園教員や保育士の参加を呼びかけ、小中学校教員とグループ協議を行い、互いの指導や課題について共通理解を図れるようにしております。また、一貫した相談体制の確立を目的として、大和市相談支援ファイル『かけはし』を作成しました。このファイルに支援シートを保管することで、幼稚園や保育園での子どもの情報が就学先の学校へ伝えることができるようになりますと答弁しました。

次に、宮応議員から教育についてということで、まず一つ目は「いじめの捉え方」について質問をいただきました。

これにつきましては「どの学校でも、どの子にも起こり得る問題」と捉え、各学校でいじめが発生しないよう、温かい雰囲気や学級や、学校づくりに取り組み、未然防止、早期発見、早期対応に努めていますと答弁しました。

次に、「不登校のきっかけ」について質問をいただきました。

文部科学省調査によると、小学校では「親子関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「その他・本人にかかわる問題」となっており、中学校

では「いじめを除く友人関係をめぐる問題」が最も多く、次いで「親子関係をめぐる問題」になっていると答弁しました。

次に、「少人数学級の充実」についての質問をいただきました。

学級編成の標準を一律に下げるといった画一的な取り組みではなく、実情に合わせた柔軟な取り組みによって、少人数教育を充実させる方向で現在も進められていると認識しておりますと答弁しました。

次に、「子どもの貧困から見た就学援助制度の充実」についての質問をいただきました。

本市の就学援助の受給率は高い数値を示しており、県内市町村と比較しても充実した状況が続いておりますと答弁しました。

次に、堀口委員からは「子どもの貧困・教育格差の是正」についての質問をいただきました。

学費につきましては、平成17年度高等教育の私費負担割合は66.3%で、OECD各国平均26.9%と比べてかなり高い数値を示しております。今後も教育振興基本計画に沿って、高等教育に限らず、教育の機会均等の確保がより一層求められていくものと捉えておりますと答弁しました。

最後に、吉川委員から「子どもの多様な学びの保障」についての質問をいただきました。

その中で、「支援教室の開設目的について」のご質問に対しては、登校しても教室に入れない生徒に安心して過ごせる場として開設をしています。また、支援教室は不登校や不登校傾向の生徒にとっても、教室復帰のステージの一つになると考えておりますと答弁しました。

次に、「在宅学習支援」についてのご質問がありました。

IT等の活用も含め、先進地域の成果も参考にしながら研究してまいりますと答弁しました。

訪問型の支援につきましては、現在、担任、学校教諭、相談員、不登校専門相談員、まほろばフレンド等の派遣を行っておりますと答弁しました。また、フリースクールにつきましては、担当者会での情報交換を行い、必要に応じて保護者に情報提供をいたしております。また、県教

委と連携し、フリースクールと共同で不登校相談会を行っておりますと答弁しました。

次に、「フリースクール通学者への就学援助」についての質問をいただきました。

市内小中学校に在籍しておれば受けられずと答弁しました。

また、「(仮称)不登校防止フォーラムの持ち方」についても質問をいただきました。

これについては、立場の違う多くの方々に参加していただき、多角的な視点で意見を交換し、今できる各々の役割や具体的な支援について話し合いたいと考えておりますと答弁しました。

報告は以上でございます。

田 村
委員長

教育長の報告が終わりました。

質疑等がありましたらお願いします。

では、2点お願いしたいと思います。

3月10日と3月19日に小中学校の卒業式がございました。私ども教育委員も卒業式に出席いたしました。生徒たちの態度もしっかりしており、先生方の指導がよく行き届いているという印象を受けました。実に子どもたちの態度が立派で関心をさせられました。特に小学生の場合は卒業式の対応、やり方はあるようですけれども、私が行きましたところは子どもたちがステージの上で、堂々と未来の希望や夢を語っておりました。大変印象的でございます。

ただ、残念なことは、いろいろな意見があるのは承知していますが、国歌斉唱が式次第にあるからにはやはり歌って欲しいと思いました。私が行った中学校では、歌詞付きの曲が流れて、子どもたちはほとんど歌っておりませんでした。もう一つの小学校では、目の前にいた小学生が歌っておりました。

この点については、今後は決められたことはしっかりやっていただくよう指導していただきたいという感想を持ちました。

次に、教育長の報告の中で、宮応議員の一般質問としていじめの問題や不登校の話が出ました。今年度の学校訪問のテーマは「いじめと不登

校の問題」でございました。先生方とお話しいたしましたが、学校は一生懸命この問題に取り組んでおります。来年度も引き続きこの問題に取り組んでいただけるものだと思っておりますので、少しでも改善されればと思いますし、また、子どもたちも一生懸命考えてくれているようですので、今後の成果を期待しております。

それから多様な学びの保障に関連し、フリースクールの問題がございました。昨年、南林間小学校へ行った際、フリースクールに通っている子どもの話がございました。学校ではフリースクールまで十分に目が届かない点もあったと聞いておりますが、学びが多様化している現在、この点もっと考えていなくてはならないということは、教育長の答弁のとおりでございますが、我々教育委員も考えていかななくてはいけないという感想を持ちました。

以上、2点、感想と意見を申し上げます。

教育長。

山根 今のお話について、小中学校は義務教育ですので、「儀式のあり方としてどうあるべきか」ということについては、今後とも校長会等の機会
教育長 で話をしていきたいと考えております。

次に、「いじめ・不登校の問題」につきましては、いじめについては減少傾向にあるわけですが、不登校は必ずしも減少傾向にないということで、それらの対策として、即効性はないかもしれませんが、読書に力を入れていければと思っております。みずからの心を耕し、豊かにする中で、いじめや不登校に対して良い効果があらわれることを期待し、今後様々な場面で推奨していきたいと思っております。

以上です。

田村 ほかに何かございますか。

委員長 ほかにないようでしたら、教育長の報告に対する質疑を終了いたします。

議 事

田 村 それでは、議事に入ります。

委員長 日程第 1 議案第 1 5 号から、日程第 3 議案第 1 7 号までは相互に
関連がありますので、一括して審議、採決とします。

 それでは、議案第 1 5 号「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組
織等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第 1 6 号「大
和市青少年相談室設置条例施行規則の一部を改正する規則について」、
議案第 1 7 号「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の全
部を改正する規則について」を議題といたします。

 細部説明を求めます。井上総務課長、阿部青少年センター館長、順次
説明をお願いします。

井 上 議案第 1 5 号につきましては、4 月 1 日から行政組織が改正される予
定となっており、それに伴う規則の改正となっております。

総務課長

 それでは、新旧対照表をご覧いただきたいと思います。

 第 1 条でございますが、こちらにつきましては地方教育行政の組織及
び運営に関する法律を初め、大和市青少年相談室設置条例等、それぞ
れの条例に基づく教育委員会の規則の文言、また教育委員会の権限に属
する事務の分掌及び地方自治法に基づく補助執行事務等に関し、必要
な事項を規則で定めていくというものでございます。

 次に、第 3 条でございますが、「教育総務部総務課庶務調整担当施設
担当」を「教育部教育総務課政策調整担当施設担当」に改めるもので
す。また、「生涯学習部」を削ります。

 次に、第 4 条でございますが、「生涯学習部」を削ります。同じく第
5 条、6 条についても削ります。

 次に、第 8 条第 1 項でございますが、4 月 1 日から教育部に青少年相
談室、青少年相談担当を置くことになりましたので、新たに第 2 項に事
務分掌を定めております。

 その他につきましては、文言整理をさせていただきました。以上で
ございます。

阿 部 議案第 1 6 号につきましては、4 月の組織改正及び「大和市教育委員
会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則につ
青少年

センター いて」の改正に合わせまして改正するものでございます。

館 長 それでは新旧対照表をご覧ください。

まず第2条第4号中の「街頭補導」の次に、「及び継続補導」を加え、第2条第5号を削り、第6号を第5号とするものでございます。

次に第2条第7号中「、補導」を「及び補導」に、「、諸報告」を「並びに諸報告」に改め、同号を第6号とするものでございます。

続きまして、第2条中第8号を第7号とし、第9号を第8号といたしまして、平成21年4月1日からの施行ということでございます。

以上でございます。

井 上 議案第17号でございますが、こちらも組織改正に伴う改正となっております
総務課長 ございます。

それでは、「大和市教育委員会の職員の職の設置等に関する規則の全部を改正する規則」をご覧ください。

主な改正点でございますが、まず別表第3条関係をご覧くださいと思います。別表のうち事務局でございますが、従来は部長、以下に課長、室長、担当に課長補佐、室長補佐、及びチーフを現行置いてございます。今回の改正案でございますが、部長、課長、室長、係長となり、また必要があると認めるときには担当部長、参事、担当課長、主幹及び主任指導主事を置くことができるとの規則の改正でございます。また、今回、生涯学習部門が市長部局となったことから、その職については全部改正となります。

以上でございます。

田 村 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいた
委員長 します。

長谷川委員。

長谷川 議案第16号の中で、確認をさせていただきたい部分があります。新
委 員 旧対照表では、「継続補導」となっております。添付資料にある現行規則では「継続指導」となっていますが、こちらの文言の確認をお願いします。

田 村
委員長

阿部青少年センター館長。

阿 部
青少年
センター
館 長

「継続補導」でございます。

長谷川
委 員

「継続補導」が正しいとなりますと、添付資料の現行規則では「継続指導」という言葉になっておりますが。

田 村
委員長

現行施行規則の第2条の第5番目について。

阿 部
青少年
センター
館 長

阿部青少年センター館長。

確認させていただきます。

長谷川
委 員

お願いいたします。

田 村
委員長

関連して。これは従来別立てになっていたものですが、一緒にしたという意味合いはどういうことでしょうか。

阿部青少年センター館長。

阿 部
青少年
センター
館 長

「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」中の第6条に青少年相談室の規定がございますが、この第2項で事務分掌が規定されており、今回その規定に合わせたものがあります。

田 村
委員長

どこに規定されているのでしょうか。

阿 部
青少年
センター
館 長

議案第15号 日程第1の「大和市教育委員会事務局及び所管機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則」の第6条第2項に継続補導とございます。

田村委員長 「街頭補導」はわかりませんが、「継続補導」というと、街頭で補導した人をさらに継続して補導していくという意味でしょうか。

阿部青少年センター館長。

阿部青少年センター館長 「街頭補導」で問題の児童がいた場合に、ずっとその児童を見ているということではございませんが、様子を見に行くということがかかりをもつということでございます。

田村委員長 現在もそれはやっているということによいでしょうか。

阿部青少年センター館長。

阿部青少年センター館長 そのとおりでございます。

田村委員長 わかりました。

田村委員長 では文言については確認中ですので、そのほかはございませんか。

阿部青少年センター館長。

阿部青少年センター館長 先ほどの現行規則中の、「継続指導」の記載ですが、正しくは「継続補導」でございます。失礼しました。

田村委員長 それでは、長谷川委員の質問に対しては、「継続補導」が正しいということでございます。

3議案に対して、ほかにもございますか。

ほかにはないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第15号から議案第17号までについて採決をいたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村委員長 異議なしということでございますので、議案第15号から議案第17号は可決いたしました。

続いて、日程第4 議案第18号と、日程第5 議案第19号について関連がございますので、一括審議、採決といたします。

それでは、議案第18号「大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則について」、議案第19号「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。井上総務課長。

井上
総務課長 それでは、日程第4及び日程第5につきましては、続けてご説明をさせていただきます。

まず日程第4 議案第18号でございます。新旧対照表をご覧ください。

この規則の改正につきましても組織改正に伴う改正でございます。まず第3条をご覧ください。この内容でございますが、生涯学習部門の多くが補助執行となったため、それに合わせ第3条専決事項及び第4条委任事項について補助執行をするものをここから除く等の文言整理を行うものでございます。議案第18号については以上でございます。

続きまして日程第5 議案第19号「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則について」でございます。

まず、第2条をご覧ください。こちらは、教育委員会の権限に属する事務を市長部局の職員に補助執行させることについて、明確化したものでございます。この内容につきましては、2ページから4ページ上段になりますが、別表1のとおりでございます。

次に、第4条でございますが、こちらにつきましては教育長及び補助執行職員の決裁事項を別表第2及び別表第3に定めております。

以上でございます。

田村
委員長 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等がございましたらお願いいたします。

議案第18号について、第3条の第4号に「軽易な協議」というのが新たに加わっておりますが、どのような趣旨でこの内容を加えたのでしょうか。

井上総務課長。

井上総務課長　こちらにつきましては組織改正に伴いまして、現行の生涯学習部門がこども部又は文化スポーツ部になることで、補助執行の枠の中で、細かい部分に様々な課題や問題が生じる可能性がございます。そのような場合を想定し、協議すべき問題を整理したものでございます。

以上です。

田村委員長　ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより議案第18号及び議案第19号について採決いたします。
本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村委員長　異議なしということでございますので、議案第18号及び議案第19号は可決いたしました。

続いて日程第6 議案第20号と、日程第7 議案第21号は関連がありますので、一括して審議、採決といたします。

それでは、議案第20号「大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」、議案第21号「大和市教育委員会電子公印規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。井上総務課長。

井上総務課長　それでは、日程第6、日程第7につきまして、続けてご説明させていただきます。

まず日程第6 議案第20号「大和市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について」でございます。新旧対照表をご覧ください。

こちらにつきましても今回組織改正に伴う改正でございます。また、補助執行にも関連した改正でございます。

第4条でございますが、管理者の事務の統括者でございますが、総務課長を教育総務課長に改めるものでございます。

次に、これまでは公印として生涯学習センターと図書館にはそれぞれ館長印がございましたが、補助執行に関連して、公印を教育委員会印に改めるといった内容でございます。

続いて日程第7 議案第21号「大和市教育局電子公印規則の一部を改正する規則」でございます。

こちらにつきましても、公印規則と同様に規定中総務課長を教育総務課長に改める内容でございます。なお、教育部での使用例といたしましては、保健給食課におきまして医療券を発行する際に電子公印を使用しております。

簡単ではございますけれども、以上でございます。

田村 組織改正に伴い総務課長を教育総務課長に改めるという内容であり、
委員長 特に質疑の必要もないものと判断いたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、議案第20号及び議案第21号について、採決いたします。

本件の原案に対して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村 異議なしということでございますので、議案第20号及び議案第21
委員長 号は可決いたしました。

続いて日程第8 議案第22号から、日程第13 議案第27号までは組織再編に伴う文言の整理ですので、一括して審議及び採決をいたします。

それでは、議案第22号「大和市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について」、議案第23号「大和市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則について」、議案第24号「大和市青少年センター条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第25号「大和市児童館条例施行規則を廃止する規則について」、議案第26号「大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則を廃止する規則について」、議案第27号「大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。堀内社会教育課長、小方生涯学習センター館長、阿部青少年センター館長、林スポーツ課長、順次説明をお願いします。

堀内 日程第8 議案第22号「大和市文化財保護審議会規則の一部を改正

- 社会教育課長 する規則について」ご説明いたします。
- 3 ページの新旧対照表をご覧ください。この第 5 条の第 2 号のところでございますが、2 行目に生涯学習部社会教育課の所管に属するという文化財施設の管理を規定しておりますが、今回の組織改正によりまして「生涯学習部社会教育課の所管に属する」を削除するものでございます。
- 以上でございます。
- 小方生涯学習センター館長 議案第 2 3 号「大和市社会教育指導員設置規則の一部を改正について」ご説明いたします。
- 新旧対照表をご覧ください。
- まず、第 4 条でございますが、組織改編に伴いまして文言の整理をしているものでございます。具体的には「生涯学習事業について」を「事業について」と改めています。
- 以上でございます。
- 阿部青少年センター館長 「大和市青少年センター条例施行規則の一部改正について」ご説明いたします。
- 本規則につきましては、組織改正に伴いまして、青少年センターの管理運営事務を市長部局において補助執行として行うことから、所要の改正が必要となったものでございます。
- 内容につきまして、新旧対照表をご覧ください。
- 第 2 条から第 6 条及び第 1 1 条の規定中、「教育長」を「教育委員会」に改めるものでございます。
- 以上でございます。
- 阿部青少年センター館長 「大和市児童館条例施行規則を廃止する規則」につきまして、ご説明いたします。
- 本規則につきましては、組織改正に併せて、事務事業を教育委員会所管から市長部局へ移管することにより、教育委員会規則としては廃止するものでございます。なお、新たな規則につきましては、市長部局において作成いたします。
- 以上でございます。

阿 部 続きます、「大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則を廃止する
青少年 規則について」ご説明いたします。

センター 本規則につきましても、組織改正に併せて、事務事業を教育委員会所
館 長 管から市長部局へ移管することにより、教育委員会規則としては廃止す
るものでございます。なお、新たな規則につきましては、市長部局にお
いて作成します。

以上でございます。

林 それでは、議案第27号「大和市スポーツ振興審議会規則の一部を改
スポーツ 正する規則について」ご説明いたします。

課 長 内容につきましては、組織改正に合わせまして、一部改正を行うもの
でございます。

新旧対照表をご覧ください。

第5条でございますが、「教育委員会事務局の職員」を、「スポーツ
主管課職員において」に改めるものでございます。

以上です。

田 村 細部説明が終わりました。

委員長 質疑、ご意見等ございましたらお願いします。

議案第23号で、「生涯学習」という言葉をとって「事業」に改める
というお話しでしたが、これはどのような理由によるのでしょうか。小
方生涯学習センター館長。

小 方 組織改正に伴う検討の中で、生涯学習事業の中には教育委員会の事業
生涯学習 である社会教育も含まれているという解釈がなされた経緯があり、行う
センター 事業を「生涯学習事業」とした場合、総合行政としての市長部局の事業
館 長 が前面に出てしまう恐れがあります。一方で、「社会教育」としても、
社会教育だけに限定してしまいことで業務の幅が狭まってしまうことか
ら、事業に幅を持たせるような形で「事業」という表現にしました。

田 村 生涯学習センターと名乗っていることから、わざわざ取る必要がある
委員長 のか疑問に感じたため質問いたしました。

ほかにはないでしょうか。

議案第24号につきましては、「教育長」を「教育委員会」に改めると

ありました。教育長となっている場合、責任担当が明確になっているわけですが、教育委員会に改めるとなると、最終的には教育委員会の誰が判断をするのでしょうか 阿部青少年センター館長。

阿部 補助執行ということで、市長部局において青少年センターを管理運営
青少年 するということから、基本的に教育委員会が所管する事務という捉え方
センター をしております。

館長 その中で、最終的に誰が責任を取るのかということでございますが、
事務ということから考えると、教育長と考えております。

田村 では、結果的には同じだということによろしいでしょうか。

委員長 堀内社会教育課長。

堀内 議案第19号「大和市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に
社会教育 関する規則」では、教育長の権限を補助執行するという形ではなく、教
課長 育委員会に属する事務を補助執行させるという形をとっており、青少年
センターまたは生涯学習センター、文化スポーツ部、こども部に補助執
行で移管するものでございます。それに基づきまして、今回さまざまな
規則改正の中で教育長を教育委員会に改めたものでございます。細かい
決裁区分につきましては、同規則別表第2及び別表第3にありまして、
青少年センターについて別表第3にございます。これに基づきまして、
その決裁者が定まっております。最も左の列が課長の決裁区分となっ
ているため、青少年センターの利用の承認に係るもので定例的なものにつ
いては課長の責任で承認するとなっております。

一方で、青少年センター利用の承認に係るもので定例的でないものにつ
いては、部長に承認の決裁権があるものとなっております。

以上でございます。

田村 では、教育委員会となっておりますが、担当の課長、部長がその決裁者
委員長 になっているということによろしいでしょうか。わかりました。

ほかにないようでしたら、質疑（及び討論）を終結いたします。

これより議案第22号から議案第27号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

田 村 異議なしということでございますので、議案第 22 号から議案第 27
委員長 号は可決いたしました。

続いて、日程第 14 議案第 28 号「大和市立学校施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。 林スポーツ課長。

林 それでは、議案第 28 号「大和市立学校施設の開放に関する規則の一部
スポーツ 部を改正する規則について」ご説明を申し上げます。

課 長 今回の改正の内容につきましては 2 点ございまして、1 点目が組織改正に伴うものと、それから 2 点目としましては、この学校開放の事業を推進しておりました学校開放事業運営委員会を廃止するとともに、関係する条文の整理を行うものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

まず初めに、第 3 条の第 1 項につきましては、第 8 号を削除し、第 9 号中、「代表者のうち」を「学校施設を使用する者のうちから」に改め、同号を第 8 号とし、第 10 号から第 14 号までを削除するという内容でございます。こちらにつきましては、学校開放運営事業運営委員会を廃止することに伴う改正という内容でございます。

次に、第 5 条第 2 号につきましては、「教育長」を「教育委員会」に改めるものでございまして、組織改正に伴う内容ということでございます。

続きまして、第 6 条及び第 7 条につきましては、同じく「教育長」を「教育委員会」にそれぞれ改めるものでございまして、組織の改正によるものという内容でございます。

続きまして、第 8 条につきましては、学校管理規則第 3 条第 7 号に規定する「冬季休業日」を「12 月 29 日から翌年 1 月 3 日」に、さらに「教育長」を「教育委員会」にそれぞれ改めるということでございまして、前段のほうは条文の整理、それから後段は組織改正という内容でございます。

続きまして、第 11 条でございます。こちらは「教育長」を「教育委員会」に改めるものでございます。

続きまして、第12条第2項につきましては、「使用する者及び管理指導員」を「学校施設を使用する者及び教育委員会が指定した者」に改めるものでございまして、運営委員会の廃止に伴う内容ということでございます。

続きまして、第13条第2号、第14条第5号及び第17条につきましては、「教育長」を「教育委員会」にそれぞれ改めるという内容でございます。

次に第19条につきましては、「管理指導員」を「教育委員会が指定した者」に改めるという内容でございます。

続きまして、第22条につきましては、全面削除をし、第23条を第22条、第24条を第23条とするものでございます。こちらは学校開放運営委員会の廃止に伴う内容ということでございます。

施行日につきましては、平成21年の4月1日からとするものでございます。

なお、経過措置といたしまして、本規則の施行に際しまして、現に調製されております用紙が残存する間につきましては、必要な補正をして、引き続き使用ができるものとするものでございます。

内容としては以上でございます。

田村
委員長

細部説明が終わりました。

質疑等ございますか。

ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。

これより議案第28号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村
委員長

異議なしということですので、議案第28号は可決いたしました。

続いて日程第15 議案第29号「大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。 林スポーツ課長。

林 スポーツ課長 議案第29号「大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。

改正の内容につきましては、社会体育振興委員の職務等を規則に明示するために行うということでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条第2項中に、文化財保護指導委員の次に、「及び社会体育振興委員」を加えるものでございます。

続きまして、別表中、青少年相談室職員の次に、職名、定数、設置目的及び主な職務をそれぞれ「社会体育振興委員」、「157人以内」、「地区のスポーツ振興を図るため、教育機関又は行政機関が行うスポーツの行事及び事業に対する助言、及び協力を行う。」を加えるものでございます。

施行日につきましては、平成21年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

田村 委員長 細部説明を終わりました。

質疑、ご意見等あったらお願いいたします。

長谷川委員。

長谷川 委員 質問ですが、前議案で管理運営委員会が廃止になったという説明がありました。その役割というのを今度はこの社会体育振興委員が、157名以内ということで、その実質的な役割を引き継ぐという形なのでしょうか。

田村 委員長 林スポーツ課長。

林 スポーツ課長 今回、社会体育振興委員の役割としましては、先ほどこの設置目的及び主な職務のところでも明示させていただきました。この方々には報酬を支出しているにもかかわらず、これまでは規則上位置づけがなかったということから、ここで規則に位置づけをするというものでございまして、前28号と関連する部分は特にございません。

田 村 委員長 その他質疑等ございますか。
ほかにないようでしたら、質疑を終結いたします。
これより議案第29号について採決いたします。
本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

（異議なしの声）

田 村 委員長 異議なしということですので、議案第29号は可決いたしました。
続いて、日程第16 議案第30号から、日程第18 議案第32号
までは関連がありますので、一括して審議、採決をいたします。

それでは、議案第30号「大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第31号「大和市立視聴覚ライブラリー設置に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」、議案第32号「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。伊東図書館長、小方生涯学習センター館長、順次説明をお願いします。

伊 東 図書館長 議案第30号「大和市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」をご説明いたします。

今回の規則改正における内容は、開館時間、開館日の拡大に伴うものと、組織変更による整理、実態に合わせたものとなっております。

それでは新旧対照表をご覧ください。

第3条でございますが、開館時間の拡大に伴う改正となります。

同条第2項でございますが、「図書館長」を「教育委員会」に改めるものです。

次に、第4条第1項第1号でございますが、「月曜日」であったものを「月曜日（休日に当たるときを除く。）」に改めるもので、これにつきましては、開館日の拡大に伴う改正となります。

次に、同条第2項でございますが、「館長」を「教育委員会」に改めるものです。

続いて第5条につきましても、「館長」を「教育委員会」に改めるものでございます。

次に、第7条でございますが、こちらにつきましても「館長」を「教育委員会」に改めるものでございます。

第8条第4号でございますが、新設でございますが、「教育委員会が他の市町村教育委員会と締結した図書館の広域的な利用に関する協定に係るその市町村に住所を有する者」を新設として加えます。

次に、第5号につきましても「館長」を「教育委員会」に改めるものでございます。その他、「適当と認めるもの」を「者及び団体」ということで、個人と団体の文言を整理しております。

次に、第9条第2項でございますが、こちらにつきましても「団体及び第4号の規定による」という部分を、「前条第3号及び第5号に規定する団体」に改めるものですが、こちらは文言の整理になります。

次に、第10条及び第11条でございますが、「館長」を「教育委員会」に改めるものでございます。

次に、第15条でございますが、こちらは再利用にかかわる規定でございますが、再利用を希望された場合は一度返していただくという形をとっておりますので、こちらについては削除をいたします。

次に、第16条の寄贈について。こちらにつきましては、組織改正に伴いまして、大和市のほうに寄贈条例及び物品取扱規則に寄付の内容がございますので、こちらは削除いたします。

次に、第17条でございますが、第1項につきましては、文言を整理するとともに、合わせて条文を繰り上げ第16条とするものです。

次に、第17条を新設するものでございます。こちらにつきましては様式を別表に定めるものでございます。

附則といたしまして、施行については開館日、開館時間の改正につきましては21年6月1日を施行日といたします。それ以外の規則の内容については21年4月1日施行とするものでございます。

また、経過措置としまして、調製されている用紙については残存する間は補正して使用するものでございます。

以上でございます。

伊 東
図書館長

議案第31号につきましては、開館日の拡大と文言の整理になっております。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条につきましては、(以下「条例」という。)を削ります。

次に、第2条につきましては、「貸出時間」という見出しのものを、「開館時間」に改めております。

次に、第2項を新設しまして、内容としては開館時間を臨時に変更できる規定を設けたものでございます。

次に、第3条の休館日につきましては、祝日にあたる月曜日がこれまで休館日としていたところを、開館日の拡大に伴いまして、「(国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは除く。)」という規定を加えております。

次の第4条では、「機材」を「視聴覚機材、視聴覚教材及び視聴覚設備」ということで、文言を改めたものでございます。

以上でございます。

小 方
生涯学習
センター
館 長

議案第32号「大和市生涯学習センター条例施行規則の一部を改正する規則について」説明をいたします。

新旧対照表をご覧ください。

内容としては、今回の組織改正により、「館長」を「教育委員会」に改めるもの、会議室等の料金を別表に定めたこと、また文言を整理をしたものでございます。

それでは、順次説明させていただきます。

第2条でございます。第2条第1項中、「教育長」を「教育委員会」に改めます。同条第2項中、「として使用する講習室等」を削除いたします。同条第3項中、「教育長」を「教育委員会」に改めます。

次に、第3条第1項中、「教育長」を「教育委員会」に改めます。

第4条第1項及び第2項中、「館長」を「教育委員会」に改めます。こちらは、組織改正に伴いまして、教育委員会の組織の中に、学習センター館長というものがいないため、館長を教育委員会に改めるものでございます。

第4条の次の1行を加え、第5条として、以下順次繰り下げます。

第5条、利用登録の更新につきまして、これは新規の部分ですが、「利用登録の申請は、教育委員会が別に定める方法により、定期的に利用者登録の更新を行わなければならない。使用者が更新を行わなかった場合は、使用を停止するものとする。」を加えております。

第5条第1項関係でございますが、「条例第6条の規定により会議室等を使用しようとする者は、次に掲げる事項について、教育委員会が別に定める方法により申請を行わなければならない。」を、「条例第7条の規定により生涯学習センターの使用について、承認を受けようとする者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、教育委員会に承認申請を行わなければならない。」に改め、同条を第6条に繰り下げのものとさせていただきます。

次に、同項第1号を「会議室等 次に掲げる事項について大和市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条に基づく電子情報処理組織を使用した申請を行う」とし、第1号から第5号中、第2号を削除して、それぞれア、イ、ウ、エとするものでございます。

同条第2項を第1項第2号とし、「ホールを使用しようとする者は、生涯学習センターホール等の使用申請書を館長」を「ホール 生涯学習センターホール等使用申請書を教育委員会」に改め、以下順次、繰り下げます。

同条第2項、「使用申請の受付期間」を「承認申請を行うことができる期間」に改めます。

同条第3項を「前項の規定にかかわらず、会議室について次の各号に掲げる団体に限り、始期を使用日の属する3月前の初日からとし、終期の同月の10日までとしてその間、承認を行うことができるものとする。」に改めます。

同条第4項を新設し、「前項に基づく承認申請においては、通算16時間を利用時間の上限とする。」とします。

同条第5項を新設し、「第1項及び第3項に定めるもののほか、教育委員会が特に必要と認めるときは、第2項に定める始期よりも前に承認

申請を行うことができるものとする。」とします。

次に、第7条第1項中、「館長」を「教育委員会」に、「申請」を「承認申請」に、「使用の承認を決定するものとし、その旨を使用申請したものが確認することができるようにしておく」を「その使用を承認するものとし、当該承認申請を行った者に対し、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知を行うものとする。」に改めます。

同条第2項中、「館長」を「教育委員会」に、「前条第2項に規定する申請があったとき」を「前条第1項2号の規定による承認申請を受けたとき」に、「使用」を「その使用」に、「その使用を承認しないときはその旨を申請者に通知しなければならない。」を「承認しないときはその旨を申請者に通知するものとする。」に改めます。

同条第3項中、「使用承認」を「承認」に、「申請の順序により行い申請」を「承認申請の順序により行い、当該承認申請」に改めまして、「ただし、公共又は公用のため、館長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。」を削ります。

同条第4項中、「館長」を「教育委員会」に、「前条第4項の規定による申請」を「前条第3項の規定による承認申請」に、「承認」を「承認又は不承認」に、「その旨を使用申請したものが確認することができるようにしておくものとする。」を「当該承認申請を行った者に対し、情報通信条例第4条に基づく電子情報処理組織を使用した通知を行うものとする。」に、「使用の申請」を「一の会議室等に承認申請」に改めるものでございます。

同条第5項中、「当該職員」を「当該施設の職員（以下「当該職員」）」に改めます。

第8条見出し、「使用時間」を「使用時間等」に改めます。

第8条第1項中、「館長」を「教育委員会」に改めます。

第8条第2項の次に第1項を加え、第3項とし、「図書室の使用時間は、教育委員会が別に定める。」と規定します。

第9条第1項中、「館長」を「教育委員会」に、「書類手続を省略す

ることができる。」を「この限りではない。」に改めます。

同条第2項、「館長」を「教育委員会」に、「書類手続を省略することができる。」を「この限りではない。」に改めます。

同条第3項及び第4項中、「館長」を「教育委員会」に改めます。

次の1条を加え、第10条として、以下順次、繰り下げます。

第10条、「使用料の適用」につきましては、「条例第13条第1項に定める使用料を納入すべき部屋は、別表第3に定める会議室に適用するもの」を加えます。

第12条、「別表第3」を「別表第4」に改めます。

第13条中、「館長」を「教育委員会」に改めます。

第20条中、「文書等の種類」を「様式」に、「別表第4」を「別表第5」に、「様式」を「その内容」に改めます。

第20条中、「別表4」を「別表5」に改めます。

別表第1につきましては、「第5条関係」を「第6条関係」に改めます。

別表第2、「第7条関係」を「第8条関係」に改めます。

別表第2の次に、2の表を加え、別表第3、「第10条関係」として、以下順次、繰り下げます。

別表第3、「第10条関係」につきましては、会議室等の基本使用料についてですが、部屋によって料金体系が異なりますので、別表で各部屋の料金を明確にしたものでございます。

別表第4、「第10条関係」を「第12条関係」に改めます。

別表第5、「第18条関係」を「第20条関係」に改めます。

最後に、施行に当たりましては、4月1日から行いますが、経過措置として、現に調製されている用紙が残存する間は、必要な補正を加えて使えるとしております。

以上でございます。

田 村 細部説明が終わりました。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。
委員長

山田委員。

山 田 委員 議案第30号の第8条について、「教育委員会が他の市町村教育委員会と締結した図書館の広域的な利用に関する協定に係るその市町村に住所を有する者」を新設するとございますが、大和市以外の市町村と具体的にそのようなやりとりや需要があったのかという点を教えていただきたい。

田 村 委員長 伊東図書館長。

伊 東 図書館長 県央8市1町1村で、そこに在住している方については、同じような貸し出しサービスを受けることができるよう、県央地区相互協力ということで協定を結んでおります。そのような貸し出しの相互協力はすでに始めておりますので、その内容を規則に規定するものでございます。

山 田 委員 ありがとうございます。

田 村 委員長 現在すでに行っているということで、それを規則に明記するということでした。

そのほかにもございますでしょうか。

それでは質疑を終結いたします。

これより議案第30号から議案第32号について、採決いたします。

本件の原案に対して、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 委員長 異議なしということですので、議案第30号から第32号は可決いたしました。

続いて日程第19 議案第33号「大和市学校給食員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題といたします。

細部説明を求めます。 井上総務課長。

井 上
総務課長

4月1日から、人事院勧告によりまして、地方公務員の勤務時間が変更になります。これに合わせ大和市学校給食員の勤務時間については、教育委員会の規則で規定をしているため改正するものでございます。

それでは新旧対照表をご覧ください。

現在、1日の勤務時間につきましては、8時間となっております。人事院勧告では8時間を15分短縮し、7時間45分にするということでございます。このことに基づきまして、勤務時間の割り振りにつきましては、現行は午前8時15分から午後5時までの間、8時間で行っていました。こちらにつきまして、今回改正する内容でございますけれども、始業は午前8時15分でこちらは変わりません。終業時間が午後4時45分まで、勤務時間は7時間45分となり、15分勤務時間を短縮するように改める内容でございます。

以上でございます。

田 村
委員長

これは規則の改正により勤務時間を変更するという内容でよろしいでしょうか。質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

それでは、議案第33号は意見等ないということでございますので、討論を終結いたします。

これより議案第33号について採決いたします。

本件の原案について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村
委員長

異議なしということですので、議案第33号は可決いたしました。

続いて日程第20 議案第34号「平成21年度大和市奨学生選考について(諮問)」を議題といたします。

細部説明を求めます。 大澤学校教育課長。

大 澤
学校教育
課 長

それでは、議案第34号「平成21年度大和市奨学生選考について」説明させていただきます。

大和市では経済的な理由により、高等学校課程の就学が困難な家庭に対して、奨学金を給付しております。平成21年度奨学金の月額額は、平成20年度同様、9,000円となっております。地域の給付人数も昨年度同様、25名でございます。

お手元の資料にありますが、平成21年度の申請者数は、60名でございます。この60名の申請者より25名の奨学生と、5名の補欠奨学生を選出することを、選考審査会に諮問するものでございます。なお、そこに書かれています高校名は、希望校ということであります。

選考審査会では家庭状況調書、学校調書、推薦書類等を審査いたしまして、総合的に判定し、選考いたします。

なお、平成20年5月の定例会にて、奨学金制度について委員の方々から面接を課すべきではないかなどのご意見をいただき、制度に関する見直しをさせていただきました。中学校長会とも協議を重ねる中、今回より保護者や生徒に高校進学に対する豊富を書いていただく用紙を新たに追加し、奨学生としてよりふさわしい生徒を選考できるようにいたしました。

説明は以上でございます。

田村 昨年度より少し変わったところがあると最後に説明がございました。
委員長 今回の説明に関し、質疑・ご意見等はございますか。

青蔭委員、お願いします。

青蔭 奨学金の金額はいくらになるのでしょうか。
委員

大澤 月額9,000円としております。
学校教育

課長

青蔭 ありがとうございます。
委員

田村 60名申請して25名ということですので、半分にも満たないことが
委員長 少々気になりますけれども、これはもう致し方ないことだと思いますので、厳正な審査をしていただいて、新しく加わった審査も考慮に入れて、規定によりますと品行方正、成績優秀という項目もあったと記憶しているので、それらに照らして審査してください。

25名の枠は以前より変更ないのでしょうか。

大澤課長。

大澤 奨学金の給付人数につきましては、平成19年度に22名から25名
学校教育 課長 田村 委員長 長谷川 委員 田村 委員長

この件について、他にございますでしょうか。

長谷川委員。

長谷川 名簿の申請者の人数については、増えているのではないかと思うので
委員 すが、この申請者の人数の推移について、昨年との比較を教えてください。
委員 きたい。

田村 大澤課長、申請者の人数を、昨年、一昨年分について、参考までにお
委員長 聞かせください。

大澤 まず、平成18年度はかなり多く60名で、19年度が36名、平成
学校教育 課長 20年度が38名、21年度が60名と推移しています。

課長

田村 奨学生を少し増やしたことはよいのですが、学校によって多少の申請
委員長 人数の多寡は、これはもう各学校で制度の周知徹底がされた上でのこと
だと思しますので、これが実情と考えていいものと思います。

様々な外国籍の子どもも徐々に増えてきたような感じもします。

これは諮問にかけ、厳重に審査をしていただくということによろしい
でしょうか。

それでは、質疑、討論を終結いたします。

採決いたします。本件の原案にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田村 異議なしということですので、議案第34号は可決いたしました。

委員長 続いて日程第21 議案第35号「平成22年度使用中学校教科用図
書の採択方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。 中村指導室長。

中村 議案第35号「平成22年度使用中学校教科用図書の採択方針につい
指導室長 て」ご説明させていただきます。

平成21年度は中学校使用教科書の採択替えの年になっております。
本市では単独で採択地域を選定し、使用教科書を採択することになって

います。そのため、採択方針を検討していただき、採択をお願いするものでございます。

採択の方針は資料にありますように、平成22年度以降2カ年使用、中学校教科用図書は、神奈川県教育委員会の採択方針に基づき、大和市教育委員会が設置する大和市教科用図書採択検討委員会の報告を資料として、種目ごと1種の教科用図書について、大和市教育委員会が採択するというものでございます。

種目ごと1種とありますが、国語と書写は別の種目で2種という扱いになっております。

社会科におきましては、中学校ですので、地理、歴史、公民と3つあります。これらはすべて種目が別になっておりますので、3種という形になっております。そして、種目ごと1種に対して1社を選ぶということになっております。

なお、今のところ正式に文科省から通達はございませんが、情報によりますと、一部の教科の教科書が検定を受けており、新しい教科書が出るとのことです。よって、その教科においては新しい教科書を含めた教科書の中から、新たに採択をお願いすることになるかと思えます。

また本来ならば4カ年の採択期間とするところですが、学習指導要領の改定期との関係により、22年度以降2カ年という採択方針を出してあります。

ご審議をお願いいたします。

田村
委員長

細部説明終わりました。

これは学習指導要領の改定により、これから新しい教科書が出てくることになるため、今回の教科用図書の採択の際に多少新しい教科書が出てくるというお話しです。新しい教科書も検討に加えつつ、現在使っている教科書も教科等によっては採択することもあるかと思えます。

採択方針はこれでいいかということですが、これは従来どおりの内容ということでもよろしいでしょうか。

中村
指導室長

はい。

田 村 ほかにならないようでしたら、質疑、討論を終結いたします。
委員長 これより議案第35号について採決いたします。
本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、議案第35号は可決いたしました。
委員長

続いて日程第22 議案第36号「平成21年度県費負担教職員の研修の一般方針について」を議題といたします。

細部説明を求めます。

中村指導室長、伊藤教育研究所長、順次説明をお願いします。

中 村 議案第36号「平成21年度県費負担教職員の研修の一般方針について」ご説明させていただきます。
指導室長

平成21年度指導室事業計画案をご覧ください。

1ページに、研究・研修の充実に向けての取り組みの全体図を示してございます。研究・研修の充実を図ることは、教員にとって必要不可欠でございますので、教育委員会としても学校と一体となって進めていかなければならないと考えております。

昨年度からイラストなどを入れまして、わかりやすくする工夫をしております。下の座標の欄は、中央教育審議会答申に書いてあります「あるべき教師像、優れた教員の条件」ということで、取り上げさせていただいております。年々経験の浅い教師が多くなる中、一つの大切な方向性になっていくものと思っております。これにつきましても、若い教師のほうに周知をしていきたいと思っております。

2ページ目から6ページ目までは、研修内容、日程、会場を載せてあります。昨年と大きく変更した箇所を中心にご説明いたします。

2ページ目の3、教育課題研修として、21年度には道徳教育を取り上げさせていただきました。今回の学習指導要領の改訂の中でも、道徳教育の重要性が特に取り上げられておりますので、挙げてあります。

4ページの10、健康・安全教育研修では、応急手当普及員研修を新たに設けました。21年度の早い時期に、市内全小学校にもAEDが設

置されることになっております。普通救急、上級救急のさらにその上のクラスであります普及員を全校に配置していきたいと考えておりました、このような研修を設けてあります。

5ページをご覧ください。来年度から小学校に導入されます小学校外国語活動のための研修会を多く設定しました。6月1日及び7月6日には、文京学院大学外国語学部英語コミュニケーション学科教授、また文部科学省国立教育政策研究所名誉所員、そしてさらに放送大学大学院客員教授であります渡邊寛治先生。渡邊寛治先生におかれましては、今回の学習指導要領の改訂にもかかわっていらっしゃる先生でございます。この渡邊寛治先生のほうから、小学校の外国語活動のあり方を総則として講義していただくという研修を設けてあります。

また、小学校の外国語活動ですが、中学校の外国語、英語との関連もありますので、中学校の英語科の教員にも研修を受けるように周知してあります。

7ページをご覧ください。7ページは初任者研修です。校内での研修300時間、校外での研修25日、初任者への研修が義務づけられています。初任者のほかに2年次、5年次、10年次、15年次、20年次、25年次等、指定の研修が多く義務づけられ、教員の指導力向上が図られています。さらに今まで学校が定めていました研修内容に一步踏み込みまして、今日的な課題を提示して、研究を深め、市内の学校に広めていこうという委託研修の明確化を本年度は図ってあります。

9ページ、10ページをご覧ください。この中でもふれあい教育というところで、今まで明確化がされていませんでしたけれども、今年度から教育委員会のほうから新たに研究の内容・テーマ、国語教育、道徳教育、食育・健康教育、支援教育、こういったものを学校で選んでいただき、それを深めるという形で進んでおります。

また、10ページの一番下のところにありますが、新たに県の研究委託「かながわ学びづくり推進地域研究委託校」としまして、大和中学校・大野原小学校・大和小学校が対象となりますが、地域で学力の向上を図るには、どのような取り組みが必要だろうかということで、学校だ

けではなく、地域・保護者と連携した研究を深めるということで研究の委託を受けております。

なお、12ページ、13ページの学校訪問につきましては、後ほど報告を兼ねてご説明させていただきます。

以上です。

伊藤
教育
研究所長

平成21年度の教育研究所事業計画案をご覧ください。

お手元の資料は来年度の事業計画でございますが、その中で教職員研修についてご説明申し上げます。教職員研修は、研究所の設置目的である研究と研修の実施という2本の柱の1つでございますので、来年度も今年度同様、教育課題をしっかりととらえて、教育現場に直結した研修を行うということを基本方針として研修内容を組み立てました。

具体的には、まず4ページをご覧ください。教育相談講座では、教師が子どもの理解を深めたり、学級経営の力を高めたりするのに有効だと思われる研修を設定いたしました。

次に、5ページになりますが、教育課題講座では、食育や金融教育、人権教育、情報モラル教育といった今日的な教育課題を踏まえて設定いたしました。また、近年、教職員が精神的にまいってしまうというような状況が多くございますので、教職員のためのメンタルヘルス研究を引き続き行ってございます。

続きまして6ページになります。教科領域研修講座では、学習指導要領の改訂を踏まえた内容で組み立ててみました。

それから続いて7ページにまいりますけれども、7ページの(7)に理科総合講座というのがございます。こちらも同様に、学習指導要領の改訂を踏まえた内容ですが、その中で特にNo.1の宇宙航空研究開発機構の講師による理科教育に関してももちろんですが、それだけではなくて、人間というものの存在を広く深い次元で捉えられる内容ですので、教職員の人間性を深めるという、そういう研修としても効果があるものと考えております。

8ページからは、情報教育に関する講座でございます。学習の効果を高めるために、情報通信事業に有効活用するということが近年求められ

ておりますので、こういった機器を活用して、教師の授業力を向上させていくということを目指した研修を、来年度も引き続き行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

田 村 委員長 指導室と研究所の教職員の研修等についての細部説明がございました。質疑、ご意見等があったらお願いをいたします。

長谷川委員。

長谷川 委員 本議案については、研修の一般方針についての審議ということですが、冒頭の方針の文面がそれぞれありますけれども、今ご説明いただいた全ページにわたっての内容も含めて今、審議するというところでよろしいでしょうか。

田 村 委員長 内容も方針も含めて審議ということになります。

長谷川 委員 教職員研修のほうについて、2点ほど質問させていただきます。

長谷川 委員 指導室の7ページ、初任者研修が載っておりますが、これは数年にわたって新任の先生がさまざまな研修を受けるということですが、会場は市のスポーツセンターから始まり、県の総合教育センターなどありますが、実施は大和市の何十人かの先生だけを対象としているのか、又は各地区、県内合同の講義内容なども、この中にはあるのでしょうか。

田 村 委員長 指導室長。

田 村 委員長

中 村 指導室長 会場が市内になっている研修におきましては、本市の教員を中心に行っています。

一方、県の施設である総合教育センターや高相合同庁舎等になっている研修につきましては、全県の新採用の教員が対象になっております。

以上です。

田 村 委員長 引き続いて長谷川委員。

長谷川 委員 この新任の先生の、それから他のすべての研修についても共通するのですが、研修の際に評価をしているのでしょうか。研修の参加状況、そ

れから特に新任の先生については、講義形式もあるとは思いますが、研修の中で演習のような研修を行った場合などそれに対する評価のようなもの、そのような情報を、指導室と教育研究所では、これまでも含めてですが、もっているのでしょうか、また集約しているのでしょうか。

田 村 わかりました。

委員長 では、指導室長。

中 村 今ご指摘にありましたように、研修の内容ですが、昔ですと講演的な研修というのが非常に多かったのですが、最近ではグループ協議によって教師力を高める、話し合い、また相手の気持ちを酌んだ、そういったような研修が非常に多くなってきております。

参加状況につきましては、急に校内での事情等で欠席した場合においても、後日必ず、その講座に匹敵する研修を受けなければいけないと定めておりますので、初任者研修については全て決められた回数を受講しております。

田 村 初任者研修以外のその他いろいろな研修について、研修を受けた人に対する研修後のフォローがあるのでしょうか。

中村室長。

中 村 8 ページに、法定研修とあります。この法定研修につきましては、そのほとんどが市の指導主事が中心となって指導を行っております。そこでは、各教師が実際に今課題に思っていることを出し合いながら、その解決に向かっていくという研修として行っておりますので、参加した教師が抱えている大体の課題等につきましては、指導室で把握しております。

田 村 研修については、先生方がこの研修をしたいということと、教育委員会としてはこんな研修を受けてもらいたいという2つの要素があると考えられます。特に指導室の場合は、学校に義務的な出席人数枠を設定しますが、教育研究所は、今も本人の希望による参加となっております。

そのため、いろいろと講座を組んでもなかなか参加者が増えません。今年もすばらしい研修も組んであるだけに、教育研究所では義務的な出席人数枠を設定ないということで、その点が気になります。

私は研修について以前から関心があるため、「本当にニーズに合った研修をしているのか」ということを何年か前に言ったことがあります。そういう点では、今年はいろいろな意味で先ほど、「特にこういうところに力を入れている」というお二人の話がありまして、考えて研修案を作成していると思いました。

例えば、指導室の2ページの「1 学校経営研修会」の校長研修会についてですが、私も長年受けた中で、このような研修ならいらないと何回も思いました。しかし、ここ最近是非常に校長が経営者としての、いわゆる物の考え方が大切であり、そのような研修開催の希望もあり、このリスクマネジメントとは今会社で盛んに言われている危機に対してどう処理するか、例えば保護者へのクレーム対応、事故が起きた際の対応、そういうことについてやはり校長が対応できなくてはいけないということで、この研修を選ばれたのだと思われまます。他では保護者クレーム対応マニュアルなどを出しているところもあります。

特にこういうことに力を入れてほしいと、私はかねがね思っていたことですので、この辺は評価したいと思っております。

それから、道徳教育も外国語教育も、これから力を入れていく教育ですが、道徳教育については、2ページに書いてありますけれども、体制づくりをやっているだけで、実際の授業実践というのはほとんどありません。ふれあい教育でも道徳を選んでいるところがないようですから、やはり道徳の授業の体制づくりをやりながら道徳授業の計画、要請を含め、たくさんの方にぜひやっていただきたい。これはぜひお願いしたいと思っております。

それから、10ページの県が実施主体となっている「かながわ学びづくり推進地域研究校」ですが、この事業もなかなか難しい問題がございまして、何かイメージが先行するようなところがありまして、各学校は国、県、市からと、いろいろな研究委託などの話が来ていますが、この辺りは整理が難しいところもあるとは思いますが、先生方も本当に忙しいわけですから、やはり優先順位をつけていただいて、余り振り回されないようお願いしたいと内心思っております。

特に、指導室、教育研究所とそれぞれがいろいろと工夫をされているようですので、ほかの委員さん方は実際にこういうのをご覧になって、こんなことをやっているのかと、おわかりになったと思いますが、何かご意見ございますか。

山田委員。

山 田 今のお話とは多少異なりますが、先日、これから3カ年にわたる教育
委 員 基本計画の審議を行いました。その基本目標に、「豊かな人間性と高い専門性を持つ教職員」というのを協議しました。その中に入っている内容がしっかりと網羅されていて、よく考えて作っていらっしゃると思いましたが、その中で豊かな人間性や教養などを培うための研修を取り入れていきますと、「教職員の人間性をもっと高める研修」をやっているのではないかということ、重視しわざわざ一番頭に持ってきましたが、今回の研修案の中では、その項目に当てはまる研修は、どれに当たるのかなと思いました。もし豊かな人間性や教養、先生たちの教養を培うような内容をこのように考えていらっしゃるというのがありましたら、教えていただきたいと思います。

田 村 伊藤研究所長。
委員長

伊 藤 人間性を養うとか、教養を深めるというようなことを目的とした研修
教 育 は、非常に難しいと私も思っています。一般的な教養の内容を研修項目
研究所長 にしても、恐らくそれは聞いて終わりになってしまうということもありますので、できるだけ自分自身の教員としての力量を高めるところにつなげていくような研修で、しかも人間性を高められるような内容を組めないものかといつも考えるようにはしております。

それにしっかり当てはまるかどうかは、まだわかりませんが、先ほど少しご説明申し上げました教育研究所資料の7ページになりますが、理科の宇宙に関する講座などはそれに当てはまるかと思っています。その理由は、数年前に宇宙航空研究開発機構の的川先生という方にご講演をいただきました。その方は昨年行いました教育研究所連盟の大会でも講師をお願いしましたが、宇宙という観点から、生きること

でつなげて、深いお話をしてくださいました。それを聞いていて、本当に教養というのはこういうことをいうものだということをしみじみ感じましたので、そういった話がここでも期待できるのではないかと考えております。

それから、もう一つは特に教育研究所でいえば4ページになりますが、教育相談講座にある児童生徒理解や人間関係づくりも当てはまるかなと思います。子どもをどのように捉えているかという、深い教育観や子ども観を高めようとしておりますので、子どもを見る目を高めるような研修は、そのまま教師の人間性を高めていくということにつながるかなと思っております。

山田委員 ありがとうございます。

田村委員長 今、山田委員がおっしゃったように、私も教職員の人間性を重視しておりますので、ぜひそういうことも含めて、指導室も教育研究所もさらに欠けているところは来年度研修にぜひ加えていただいて、実のある研修ができるように私のほうからもお願いしたいと思います。

それでは、この件はこれでよろしいでしょうか。

長谷川委員。

長谷川委員 先ほど私自身が質問させていただいたことにつながりますが、例えて言うならば、大和市内の 学校の 先生は、何年度はどの研修を受けたというように、だれがどの研修を受けたという情報の個別集約をしているかという点を確認させてください。それは、ぜひ実施すべきではないかという、思いがあつての発言ですが、それはその結果を勤務評定等に反映させるという意味ではなく、任意の希望制の研修をなかなか受けられないということは何かあるのだろうか、「学校の中での何か研究を主に抱えていて時間の余裕がない」、「部活の顧問などの時間的諸事情がある」、その他にももちろんそうでない何か事情があるということも知り得ることにもつながり、またはやはり教師からすると、魅力的で受けたい講座がないというもので、教育委員会側の立ち返りにもなる、このような理由により、やはり個別集約がされていないのであれば、そ

れをどう活用するかはまたその先としても、これだけ予算をかけてやっている事業について、記録としてとるべきではないかと思い、その点について再度しているかどうかの確認と、今後そのようなこと、可能性としてご検討いただけるかについて、ご質問させていただきます。

田 村 委員長 わかりました。では、指導室と教育研究所それぞれの立場でお願いします。

中 村 指導室長 指導室では先ほども話がありましたように、法定研修ということで、受けなければならない研修になっております。そのため、誰がどの講座・研修を受講したかということについての把握はある程度できます。

田 村 委員長 教育研究所長。

伊 藤 教育研究所長 教育研究所の研修は希望制のため、その都度名簿はつくっておりますが、それをデータとして集約をして、どの先生がどの講座に来たかという作業は一切やってはおりません。そこまでやるのがどうなのかというのは、いろいろ考え方があろうかと思えます。

研修に出られない事情は本当にさまざまだと思いますので、こちらの研修の組み立て方がニーズに合わなかったということもあるかもしれませんし、それからお忙しいということもあるでしょうし、いろいろな要素が絡まっていると思いますので、この原因特定みたいのところまで迫っていくことは、恐らくできないのではないかと考えます。

田 村 委員長 かつて、教育研究所で教育研究所の研修に対しての集約、人数集計表を作成したことがあります。学校によって出席者が、極端に少ないところと極端に多いところがありました。要するに、研修を熱心に受講する方と、熱心ではない方がいらっしゃることは事実としてあります。また、学校の様々な事情もあります。

教育に対して厳しい目の時代でありますから、学校でもいろいろと事情があるとは思いますが、できるだけ出席して欲しい。学校別の研修への出席人数は校長の姿勢とも関係します。私が校長のときはほぼ全部行かせましたから、この辺をしっかりと対応いただく必要があると思えます。「あなたはこの研修に行ってください」と、こう言っていましたの

で、そういう姿勢も出席できる機会を増やすためには多少は足しになるかと思っています。

では、そういうことでよろしいでしょうか。

それでは議案第36号については質疑を終結して採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 委員長 異議なしということでございますので、議案第36号は可決いたしました。

続いて日程第23 議案第37号「教育財産の取得について」を議題とします。

細部説明を求めます。 阿部青少年センター館長。

阿 部 青少年センター館長 それでは、議案第37号「教育財産の取得について」ご説明いたします。

この教育財産につきましては、現在、引地台小学校区は民間児童クラブにより実施しているところでございますが、その民間児童クラブが3月末をもって廃止となることから、公営の放課後児童クラブを開始するために、引地台小学校敷地内に放課後児童クラブ施設を建設いたしましたので、財産取得について議案を提出するものでございます。

大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第1号の規定に基づいて提出するものでございます。

場所につきましては、引地台小学校の敷地の北側で、防災倉庫及び体育倉庫の設置場所であったところに建設したものでございます。なお、防災倉庫は移設いたしまして、体育倉庫につきましては解体、新設しております。

放課後児童クラブの構造は軽量鉄骨平屋建のプレハブでございます。床面積につきましては97.2平米で、子ども専用スペース61.56平米、また湯沸し室、トイレなども含めた面積でございます。プレハブの建設工事費は1,446万767円でございます。施設の使用につきましては4月1日から定員40名として開始するものでございます。

以上でございます。

田 村 児童クラブのために、新しくプレハブを建てるという説明でございま
委員長 ました。

この議案に、何かご意見ございますか。

それでは、議案第37号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、議案第37号は可決いたしま
委員長 した。

続いて日程第24 議案第38号「教育財産の公用の廃止について」
を議題といたします。

細部説明を求めます。 林スポーツ課長。

林 「教育財産の公用の廃止について」ご説明申し上げます。

スポーツ 次ページ、教育財産の概要をご覧ください。

課 長 名称につきましては大和市山谷スポーツ広場の用地でございます。所
在 地 及 び 面 積 に つ き ま し て は、大和市下鶴間字甲四号754-口、面積
は224平方メートルでございます。

それと、759として面積としては2,138平方メートルで、合計
いたしますと2,362平米になります。

次に、公用の廃止をする理由でございますが、民間施行によります土
地区画整理組合の事業の仮換地指定に伴いまして、用途を廃止するもの
でございます。

次に公用廃止の年月日につきましては、21年3月27日でございます
す。現在評価額につきましては2億3,620万円となっております。

田 村 細部説明が終わりました。何か質問等ございますか。

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

これより議案第38号について採決いたします。

本件の原案に対し、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、議案第38号は可決いたしま
委員長 した。

12時過ぎておりますけれども、ここで日程の変更をいたします。

日程第25 議案第39号から、日程第27 議案第41号までは午後の審議にさせていただきます。午前中はもう少し時間をかけまして、その他に入りたいと思います。

その他

田村委員長 それでは、ただいまからその他に入ります。各課で報告事項がございましたら、順次報告してください。

「大和市長の権限に属する事務の補助執行について」井上総務課長。

井上総務課長 それでは、「大和市長の権限に属する事務の補助執行について（回答）」という資料をご覧ください。

こちらにつきましては、従来、教育委員会が行っている契約事務については市長からの補助執行という位置づけにより入札等行ってきました。

今回、大和市の契約事務につきまして、大きな改正を予定してございます。具体的にはこれからは大和市の契約事務は契約検査課で一本化していくという動きでございます。これは、契約の適正化を図ることが目的の一つとなっておりますが、その実施のために従来からある教育委員会への補助執行の内容について、市長から教育委員会へ事前に協議がございました。これは内容的に軽微なことでございますので、既に専決として回答をさせていただきました。しかし、内容的に、組織改正に関する内容を含んでおりましたので、その経過を踏まえてご報告をさせていただくところでございます。

以上、報告でございます。

田村委員長 次に、「教育インターンシップ提携について」、中村指導室長。

中村指導室長 「教育インターンシップ」の提携につきまして、ご報告させていただきます。

平成21年度より大学と提携して、教育インターンシップ制度を導入いたします。この教育インターンシップ制度とは、教員資格の習得のため

めの教育実習と同じように各校で実習を行うものですが、教育実習に比べると学校の負担が大変少なくなっております。

年々支援を要する児童生徒の人数が増加する中、学校からも支援を要する児童生徒にかかわる人的な配置の要望が年々多くなってきております。特別支援学級におきましては46人から55人へと、特別支援教育のヘルパーの増員ができましたが、通常級においては現在スクールアシスタント1名の対応になっております。したがって、教育インターンシップの実習後にボランティアとしても活動してくれる一つのきっかけになれば、学校にとってもまた教職を志す学生にとっても、よい経験になっていくのかなと考えており、大学との提携を進めておりました。

現在でも玉川大学の学生7名が学校支援員として生徒にかかわっております。学校からは引き続き次年度もお願いしたいという声が多く届いております。

平成21年度当初は、玉川大学教育学部、相模女子大学、鎌倉女子大学、清泉女子大学の4校と提携書を交わし、そして教育インターンシップ制度の導入を進めていきたいと思っております。

今後、さらに協定を結ぶ大学の数を増やしていきたいと思っております。

田村
委員長

次に、「小学校外国語活動について」、中村指導室長。

中村
指導室長

小学校外国語活動についてご説明いたします。

お手元の資料は、小学校の保護者の方に配布したものです。学校によっては1年生から6年生に配布したところと、1年生から5年生までに配布したところがあるそうです。5年生までに配布した学校におきましては、4月に新1年生が入学した際に新1年生に対して配る予定だということ聞いております。

文部科学省では、平成20年3月28日に、小学校学習指導要領の改訂を告示し、新学習指導要領では、小学校五、六年生で週1コマ、外国語活動を実施するというようになっております。

本市におきましては、来年度から1年生から4年生までは1年あたり

2時間から5時間、5年生、6年生につきましては17時間、また22年度にはさらに五、六年生は35時間行っていくということで、今回の改訂を少し先行実施していくという形で本市は取り組んでおります。

以上です。

田 村
委員長
堀 内
社会教育
課 長

次に、「市指定重要有形文化財「大津家長屋門」の修繕について」、堀内社会教育課長。

こちらにつきましては、20年度の事業としまして、「大津家長屋門」の修理するための補助金を支出するための事業として計上しておりましたので、これが完了しましたので報告するものでございます。

この大津家の長屋門につきましては、平成9年7月24日に市の指定重要有形文化財として指定してございます。所在地が下和田にございます。構造としましては木造平屋建寄棟造ということになっております。4番、年代ですが幕末から明治初頭の建物ということでございます。

事業の内容、補助事業の内容ですが、9月に長屋門の調査を大和市建造物調査会、神奈川大学の工学部教授の津田先生にお願いして評価を行っております。その結果、修繕計画を立案しまして、2月から3月にかけて工事を行ったものでございます。

修理の内容ですが、裏面に写真がついてございます。上のところが土台の腐ったことに対する修復でございます。その下の西の部分も沈下していますので、その部分を元へ戻しました。2点目は外壁の補修でございます。最後は倒壊等の恐れがあるということで、倒壊しないよう内部を補強したものでございます。なお、資料中、下段の6コマの写真につきましては、修繕工事の状況でございます。

これらの内容について、1ページ8番に概要を記しておりますが、工事の実施期間として2月9日から3月20日、個人の負担として総事業費170万円となります。この工事に対する助成ということで、50%の補助率で85万を補助金として支出しております。なお、施行業者は伊沢工務店となっております。

以上でございます。

堀内 続きまして、「平成20年度大和市さくら文芸祭一般公募展の実施状況」の報告をさせていただきます。

社会教育 冒頭の教育長の報告にもございましたが、こちらにつきましては長谷
課長 川委員にもご臨席いただきまして、大変重みのある表彰式になりました。3月11日から15日の期間に、郷土民家園のほうに展示させていただきました。応募作品ですが、短歌が40点、俳句が63点、川柳が48点、合計151点。19年度に比べまして、それぞれ応募点数はふえております。

入賞の点数につきましては、最優秀賞は各1点、それ以外は応募状況によって優秀賞の数が変わってまいりますが、16点を優秀賞として表彰してございます。

表彰式につきましては3月15日に行いました。大和市自然観察センターしらかしのいえで行いまして、茶道協会と音楽協会の協力を得まして、先ほどご説明しましたとおり、趣のある表彰式ができました。

また、受賞者以外に30名ぐらいの方がお見えになりまして、会場も満席となり、かなり盛況にできたと思っております。

長谷川委員、どうもありがとうございました。

田村 次に、「林間小学校特別教室開放について」、
委員長 小方生涯学習センター館長。

小方 林間小学校の体育館及び特別教室棟が完成しまして、特別教室の公開
生涯学習 を進めております。

センター 開放の施設ですが、家庭科室、図工室、学習室、多目的室でございま
館長 す。開放時間につきましては、平日は18時から21時。学校が休業日のときには、9時から21時までです。開放の停止日につきましては、月曜日、年末年始、学校事情による場合としております。利用団体につきましては行政機関、公共的団体、社会教育団体、生涯学習センター利用登録団体、学校開放使用者登録団体、校庭夜間使用者登録団体でございます。

管理については、運営自体が林間学習センターが窓口として行います。管理人を1名配置しまして、シルバー人材センターと管理委託契約

をいたします。

裏面の5番ですが、事業開始までの流れということで、広報4月15日号に掲載して市民周知をする予定です。5月に開放予約の開始し、21年6月から開放できるようにいたします。

これにより市内6校目となりますが、これで目標としてきました南部、中部、北部、各2校ずつ特別教室の開放が一応できたという形でございます。6月の開放に向けてということですが、以上ご報告です。

田村 次に、「放課後こども教室の実績について」、
委員長 阿部青少年センター館長。

阿部 昨年の6月2日から草柳小学校におきまして実施しました放課後こども教室につきまして、ご報告いたします。

センター 毎週、月、水曜日の二日実施しまして、子どもたちが自由に遊べる場所として、放課後から午後4時、あるいは午後5時まで、児童会室、校庭、体育館を開放して実施いたしました。

開催日数につきましては59日で参加人数は延べで男子1,731人、女子1,496人、合計で3,227人で行いました。一日平均参加人数は、約55人です。子どもたちがパートナーさんに見守られて遊び、大きな事故もなく実施することができました。

子どもにとりまして、居場所としての選択肢がふえたこと、また保護者にとっても安心して子どもを遊びに出せる場ということで、21年度も引き続き実施してまいります。

以上でございます。

田村 次に、「K・i t読みたくなるBook・L i s t」について、
委員長 伊東図書館長。

伊東 それでは図書館の「K・i t読みたくなるBook・L i s t」のご案内をさせていただきます。

幼児向け、小学生向けのブックリストは数多く作成してまいりましたが、今回は子どもの本から大人の本へとうまく橋渡しができる本を紹介できたらという思いで作成しました。子どもと大人の間の微妙な年代に読んでもらいたい本のリストです。ぜひご一読ください。またご活用し

ていただければ幸いですと考えております。

配布の日程としましては、21年度4月以降、市内の中学校を中心に小学校、学習センター、図書館、市内書店にも置いていただけたらということで、全部で3,000部の配布を予定しております。

以上です。

田村 事務局よりほかに何かございますか。

委員長 では、指導室長に質問です。この小学校外国語活動の資料はすでに配布したということによろしいでしょうか。この中で「ネイティブスピーカー」という言葉が使われていますが、保護者向けとしては適切ではないかと思えます。このような専門用語の使用については、今後解説をつけるなど気をつけてください。ちなみに、意味としては英語圏に住んでいる外国人のということによろしいでしょうか。

中村 はい、そうです。

指導室長

田村 専門言葉を安易に使わないように要望いたします。

委員長 それでは、4月の定例会の日程をお知らせします。4月の定例会は4月23日、木曜日、午前10時から予定しております。

それではここで休憩とし、午後1時15分に午後の再開をさせていただきます。お疲れさまでした。

休憩 午後 0時28分

再開 午後 1時15分

田村 それでは、時間になりましたので、午後の部を再開いたします。

委員長 改めて傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事についての可否を表明したり、審査に支障をきたすことのないよう、念のため申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

議 事

田村 それでは、日程第25 議案第39号「35人以下学級の早期実現を
委員長 求める請願書」を議題といたします。

それでは、審議に入りますが、審議に入る前にまず私のほうから最初に確認しておきたいことがございます。この請願は今回で3回目でございます。昨年も同じような方から同じような請願があり、いろいろ審議、討論をさせていただきました。そのような経過を踏まえた上で、今年には教育委員も2人代わっておりますので、そのような状況を承知おきいただいて、審議を進めさせていただきたいと思っております。

まず、最初に確認をさせていただきます。請願書の理由の中に、「30人学級もかなり全国的に広がり、実施している自治体も多くなっている」というところがあります。そのような事実が確認されているのかどうか。また、確認されていれば、全国、県内、近隣市の状況等をそれぞれ把握している内容を報告していただきたいと思っております。

大澤学校教育課長。

大澤
学校教育
課長

それでは、説明させていただきます。

文部科学省の調査によりますと、平成17年度において学級編成の弾力化によって少人数学習を実施している都道府県は、45都道府県となっております。全体的な特徴としましては、小学校低学年や中学校2年生を対象に実施されていること、さらには学級編成の人数につきましては38人以下、あるいは35人以下、あるいは30人以下など、さまざまであることが挙げられます。

その後も各都道府県によっては対象学年の拡大が図られてきています。例えば神奈川県では研究指定校の活用も含めながら、平成17年度からは小学校1、2年生のみの対象でしたが、平成20年度からは小中学校の全学年で35人以下の学級編成が可能となっております。

全国的にみて、独自に少人数学級編成に取り組んでいる市町村としては、愛知県犬山市や、茨城県鹿嶋市などが挙げられます。特に犬山市では少人数授業、チームティーチングのための加配教員や、教務主任、あるいは校務主任を、さらに市費の非常勤教員を学級担任にすることによって30人学級を目指しております。なお、犬山市の市費の常勤教員におきましては、その他の市も同様ですが、期限付きの採用となっております。

続きまして県内の状況についてですが、県内で明確に30人以下の学級の編成を実施している市町村はありませんが、35人以下学級を実施している市町村としては、寒川町、厚木市や鎌倉市が挙げられます。これは全小学校1年生を対象に、35人以下の学級編成を進めているものであります。

以上です。

田村委員長 現状の実態を報告していただきました。ほかにそういうことも絡めながら質問あるでしょうか。

長谷川委員。

長谷川委員 私も請願理由の中から確認したい部分があります。下段のほうにいじめや不登校について記載がございますが、きめ細やかになるということは大事であると思いますが、それとの関連として具体的な学級編成の人数との因果関係について、今現在どのように把握しているかについてうかがいます。

田村委員長 指導室長。

中村指導室長 少人数での指導が可能になったことによって、一人一人に目が行き届き、きめ細かい指導ができるようになったということ、またそれにより教師にも精神的なゆとりが生まれて、よい指導につながったなど、子どもたちの変化をすばやくキャッチできることによる意味での効果ということは、学校からも報告を受けております。

しかし、35人学級のために、非常勤講師を配置することが直接いじめや不登校などの未然防止に効果があるかどうかについては、効果があると明確に申し上げるだけのデータは見当たりませんでした。

昨年度及び今年度の全国学力学習調査における学力学習状況と、生活習慣や学習習慣に関する調査から、人の気持ちがわかる人間になりたいと思う児童生徒のほうが正答率が高いことや、学校の決まりを守っている児童生徒のほうが正答率が高いなどの結果はありますが、正答率が高いほど人の気持ちがわかる人間になりたいと思っているとか、またはその反対のような、そういったようなものを調べるだけの客観的なデータ

は探しましたけれども、見当たりませんでした。

ただし、国立教育政策研究所が平成13年度に少人数授業を行うために、全国的に配置した教員、5,140人に行った教育効果に関する比較研究が、平成15年度に報告されております。それによりますと、少人数指導の児童生徒指導に対する認識では、小中学校を通じて少人数指導の児童生徒指導面への影響に関しては、肯定的に評価されておりますが、よく感じるの割合が低いことから、影響はそれほど強くないという認識をしているという調査結果が出ております。

以上です。

田村委員長　　今の話では、結局35人以下の少人数学級になったことからいじめや不登校が減少したという確たるデータはないということによろしいのでしょうか。

中村指導室長　　私たちが探した中ではございませんでした。

田村委員長　　3月議会一般質問においても話題がでましたが、不登校の第一原因は小学校では親子関係とでているとのことでした。そのため、必ずしも少人数学級がいじめや不登校の減少につながるとは限らないのではと思っています。

そのほか、何かご意見ありますでしょうか。

山田委員。

山田委員　　大和市内においても、学級の人数が多いところと少ないところと、さまざまな状況があると思いますが、最新のデータでクラス編成の実態の状況を教えてください。

田村委員長　　大澤学校教育課長。

大澤学校教育課長　　本市のクラス編成の状況についてですが、平成20年5月1日現在ということでお伝えします。

小学校では30人以下のクラスが110クラスで全体の29.7%です。それから31人から34人のクラスが158クラスで、全体の42.7%、それから35人クラスが21クラスで5.7%、36人から

39人のクラスが77クラスで全体の20.8%、40人クラスが4クラスで1.4%となっております。したがって、小学校全体で370クラスありますが、35人以下の学級は289クラスで全体の78.1%となっております。残りの81クラス、21.9%が36人から40人の学級となっております。

続きまして中学校ですが、中学校でも30人以下のクラスが2クラスで、全体の1.4%、31人から34人のクラスが27クラスで、18.4%、35人のクラスが15クラスで全体の10.2%、36人から39人のクラスが97クラスで全体の65.9%、40人のクラスが6クラスで4.1%となっております。したがって、中学校全体で147クラスありますので、そのうち44クラス、29.9%が35人以下の学級となっております。

以上が本市におけるクラス編成の状況であります。

田村委員長 小学校では、約8割弱が35人以下の学級、中学校では約3割が35人以下という実態があるとのこと。

山田委員、それでよろしいでしょうか。

山田委員 ありがとうございます。

田村委員長 請願について、いじめ・不登校も含めながら確認事項をいたしました。そのほかに確認事項、請願書の事実関係等の確認内容はよろしいでしょうか。

青蔭委員。

青蔭委員 市内の全クラスが35人学級の実施ということでございますが、少人数学級と少人数指導という言葉の違いはあるのでしょうか。ご説明お願い申し上げます。

田村委員長 大澤学校教育課長

大澤学校教育課長 それでは、ここでまず少人数教育というものの意味について説明させていただきます。

大澤学校教育課長 少人数教育につきましては、少人数の学習集団をつくる方法、すなわ

ち少人数指導と、少人数の学級編成とする方法が、少人数学級の2つの方法があるということです。

少人数指導の場合には、チームティーチングや、習熟度別授業など、児童生徒や学級の状況、または教科の性質に応じて必要とされる学習指導の方法をとることが可能となっております。

少人数学級といいますと、一律に学級編成の人数そのものを少なくしていくことでもあります。

以上です。

田 村 少人数教育と、少人数学級との違いをはっきりさせていただきました。この2つは誤って捉えられる傾向がありますのでご注意ください。

委員長 山田委員。

山 田 関連してお伺いしますが、先ほど学級編成の人数の実態を教えてくださいましたが、今のお話でいう少人数指導に関しては、大和市内ではどのような状況になっているか教えてくださいたいと思います。

田 村 大澤学校教育課長。

委員長

大 澤 それでは、市内の各小中学校においては、少人数授業やチームティーチングのための教員が1名、あるいは2名配置されております。その配置された教員1名につきまして、小学校では週22時間以上、中学校では週20時間以上の授業が行われております。少人数授業については、小学校は国語と算数と理科で、中学校は数学と理科と英語で実施されております。

なお、チームティーチングに関しましては、教科の制限はありませんがさまざまな教科で実施されています。授業形態はチームティーチング、少人数授業のどちらでも可能となっております。

教育委員会としましては、小1プロブレムがクローズアップされている中、平成14年度から1学級の児童数が35人を超える小学校1年生を対象に、少人数指導や、チームティーチングなど、きめ細やかな指導を支援し、学校生活の順調なスタートをきすために、少人数指導等、非常勤講師の配置を行ってきました。

平成14年度は3名の配置としましたが、その後、平成18年度に5名に増員し、平成20年度には7名配置しております。

中学校につきましては、中1ギャップ等の課題に対応するため、生徒一人一人に対してきめ細やかな指導や支援が必要と考えまして、教育委員会としては平成19年度より1学級の生徒数が35人を超える1年生を対象に3名の非常勤講師を配置してきております。

以上です。

田村 指導室長、今の話を受け、実際の学校の現場で少人数指導はどのような状況か、情報はありますでしょうか。

中村 補足させていただきますと、小1プロブレムとは小学校に入学したばかりの児童が落ち着いて教師の話を聞けず、友達と騒いだり、教室を歩き回ったりするなどして、授業が成立しない問題のことで、保育園、幼稚園から小学校へと学習や生活の環境が急激に変化し、児童がとまどうことが原因という声があります。

先ほど学校教育課長から報告がありましたように、人数の多い小学校1年生の学級や、中学1年生の学級においては、市の単独予算で少人数指導のための非常勤講師を配置しています。その中で、クラス数が多ければ支援を要する子どもたちを別々のクラスに分けることができるため、落ち着いた学校生活が送れるよう指導ができる、という効果について、学校から報告が上がってきております。

田村 小1プロブレムの問題が冒頭にありましたが、入学したばかりの児童が教室で落ち着かずに歩いていると。それは学級あたりの人数を減らせれば解決につながるとみていますでしょうか。

指導室長。

中村 人数を減らしたから直接落ち着くということではありません。実際に支援を要する子どもが1人いることによって、学級が混乱してしまうという事例が市内の学校の中でありました。

田村 今までの話を受けて、その他ご意見ございますか。
委員長 長谷川委員。

長谷川
委員

今、ご説明いただいたように、私どもも学校訪問等で小学校の1年生のクラスなどに市の単独予算による少人数の非常勤講師を配置して行っている効果的な事例も見せていただいたりしているため、その効果は認識しているつもりです。

学級編成というのは法律で定められているため、その法律をいかに運用していくかということになりますが、どのような法規定になっているのかを確認させてください。また、近年では多少弾力的な運用というものが認められるようになったと思いますが、その現状についても併せてお伺いします。

田村
委員長

学級編成基準と弾力化についての質問です。

学校教育課長

大澤
学校教育
課長

学級編成基準につきましては、公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律で定められております。

学級編成の上限人数につきましては、過去昭和34年度に50人とされ、昭和39年度からは45人、昭和55年度からは現在の40人となっております。

その後、平成13年度に法改正が行われ、国の定める40人学級編成は維持しつつ、学級編成の弾力化が図られてきました。具体的には、児童生徒の実態を考慮して、特に必要とある場合には、都道府県教育委員会の判断により、40人を下回る基準を定めることが可能であるとされました。

さらに平成15年4月には、文部科学省から通知が出され、個別の学校ごとの事情に応じて、児童生徒に対する教育的配慮の観点から、各市町村教育委員会の判断により、弾力的運用が可能であるとされました。ただし、新たな教員定数の増加は行わないというものであります。

その後、平成17年10月に「今後の学級編成及び教職員配置について」という最終報告で、学級編成の標準である40人を全国一律に引き下げるという画一的な取り組みはせず、地域や学校の実情に合わせた柔軟な取り組みを可能とすることによって、少人数教育を一層推進するという方向性が示されましたが、やはり新たな教員定数の増加を行わない

というものでありました。

以上です。

田 村 法的基準の定数の上限は変えないけれども、弾力的にやっていいもい
委員長 いですという、補助金は出さないけれども、運用してくださいということ
にもとれますが、これに関係してご意見等ありますでしょうか。

山田委員。

山 田 国は、その40人を引き下げるに当たって、「地域の実情に合わせて
委 員 運用してもよいですが、それ以上のお金は出しません」といっていると
受け取っていいわけですね。

そうしますと、今度は県のほうではその少人数学級について新たに教
員を雇用するなど、そのための費用を負担するという考え方はあるので
しょうか。

田 村 大澤学校教育課長。
委員長

大 澤 県は平成16年度から小学校の第1学年において、1学級の平均児童
学校教育 数が35人を超える場合には、チームティーチングや少人数授業のた
課 長 めの加配教員を学級担任に振りかえて活用できるという少人数学級研究
指定校制度をスタートさせました。

その後、順次、対象学年を拡大してきており、平成20年度からは児
童生徒の実態に応じて、よりきめ細やかな指導の必要性から、対象学年
を小中学校ともに全学年に拡大しております。ただし、県は少人数学級
のための学級編成基準及び教職員の配置基準の改正につきましては、新
たに県単独措置が必要となることから、現在の厳しい財政状況のもとで
は、困難であるとの見解を示しております。

以上です。

田 村 県としても難しいということですが、そういうことに関連して、何か
委員長 ご意見はございますか。

山田委員。

山 田 そうしますと、県も単独の費用負担は行わないということですので、
委 員 少人数学級編成の実施を考えると、市単独になるとは思います。

その場合、市の単独でその35人もしくは30人学級を編成するための費用負担はどのくらいかかるものなのでしょうか。

田 村 学校教育課長。
委員長

大 澤 大和市の全公立小中学校で、35人学級を実施する場合、平成20年
学校教育 5月1日現在の児童生徒数から算出しますと、小学校で27人、中学校
課 長 で20人、合計47人の教員が不足することにはなりません。

教員の年間給与を仮に800万円として試算しますと、3億7,600万円となります。常勤の教員を雇用すると、この金額が毎年、市の負担となります。さらに、30人学級を実施する場合には、小学校では教員が86人、中学校では46人、合計132人の教員が不足することになります。したがって、金額にしますと10億5,600万円の経費となります。

以上です。

田 村 実施するとなると、膨大な金額がかかるということがわかったわけで
委員長 すが、今のお話を聞いて、特にご意見ありますでしょうか。

青蔭委員。

青 蔭 ソフトの部分をお伺いしましたけれども、ハードの部分、つまり施設
委 員 の整備なども必要になると思いますが、その費用を知らせていただきたい
委員 と思います。

学校教育課長、お願いします。

大 澤 施設整備面の費用についてですけれども、35人学級を実施する場合
学校教育 には、小学校で9教室、中学校では7教室、合計16教室が不足するこ
課 長 とになります。したがって、不足した教室を仮にプレハブ教室で対
應しますと、1教室当たり2,500万円で、4億円となります。

30人学級を実施した場合には、小学校で46教室、中学校で27教室、合計73教室が不足し、金額にしますとおよそ18億2,500万円の経費が必要となります。

したがって、先ほど質問にありました人件費と、今質問のありました施設整備費を合計しますと、35人学級の場合には7億7,600

万円、30人学級の場合には、28億7,100万円の経費が必要となってきます。

以上です。

田村委員長 金額を聞くと、これは大変だなという思いがします。苦しい財政状況の中で、これは大きな問題であると思います。

私が聞いたところでは、大阪市の場合は現在1、2年生を35人学級にしておりますが、30億円かかったそうです。橋下知事もおっしゃっていましたが、学級の平均は約37人だそうです。学級の人数を2名減らすことのために教育費を30億円使うということで、どれだけそのメリットがあるのか。教育の優先順位を考えたときに、本当にそれだけのお金を使う価値があるのかなと。したがってこれは見直したい、と橋下知事がおっしゃっていました。

そのことも考えながら、大和市で少人数学級をやるとすると、人件費もさることながら教室も作らなければいけないため、これは大変なことだと考えています。現在、大和市でもいろいろな施設づくりにお金をかけているわけですが、今後予定している、特に大きな施設設備の予定を、わかっていたらお聞かせください。

井上総務課長。

井上総務課長 本市の小中学校でございますけれども、老朽化が進んでいることはご承知のとおりだと思います。その中でも、特にいわゆるかまぼこ型の体育館がありまして、中学校1校、小学校4校、計5校ございます。

また、あわせて老朽化に伴いトイレにおい等の問題がありまして、これらについては現在優先的に整備を進めている状況でございます。

田村委員長 昨年もいろいろと話しをしましたが、1年経ってむしろ経済状態は厳しさを増し、来年度の市の予算では教育費も大分削減されている現実もございます。そのような中であっても、一方では子どもたちによりよい環境で勉強してもらいたいというのは、私ども共通の願いとしてあります。そのような考えや、財政的な事情も踏まえ、何かご意見ありますでしょうか。

長谷川委員。

長谷川
委員

昨年も同内容の請願の際、やはり経済面、予算面での理由というのは非常に大きかったと思いますが、昨年より厳しい財政状況の中で同じ請願を受けたことで、私としては少人数学級というものは何なのか、ということのを改めて予算を抜きに考えさせていただきました。

保護者としても、例えば先生が何人かの子どもを見る中で、40分の1よりは少ない人数のほうが、目がゆき届いていいのではないかという気持ちは確実にございますが、一方で、家庭という単位がありますが、ここから学校に出すという親からの立場でいうと、集団で学ばせたいという、これは逆に言えば学校でしか得られない単位だと思えます。しかも年間を通して一つのものに取り組む、小学校では親のようでもありリーダーのようでもある、担任の先生を中心とした集団で1年間過ごすことで子どもが学んでくること。それから中学校でいうと、その同じ形態にプラスして中学校という成長段階の時期に集団として、例えば合唱祭、運動会に対して生徒が主体となってつくり上げるという勢いというのは、やはりある程度の人数がいないと得られないものだと思いますし、他にかえがたいものだと思っています。

一例ではございますが、学校訪問ではいろいろな大和市の学校の現状、生の声をお聞きする場面がありますが、ある小学校で5年か6年のクラスが25、6名というようなクラス編成のところへ行きました。ここのテーマはいじめ・不登校に対するというテーマでしたが、仮に26名としたときに、男女半々で仮定して13人。女子13人の高学年では、自然発生的に仲良しグループができると2グループか3グループになってしまうと。それでは対人関係、コミュニケーションで問題が生じたときに、非常に行き詰りやすいということを聞きました。人数は少ないほうがいいのではないかと考えていたところに、少数の、珍しいケースであるかもしれませんが、聞き漏らしてはいけない貴重な言葉だと思います、非常に印象に残っています。

これはほんの一例ではありますが、学級編成というのは一度規定してしまうと、例えば71人の1学年がある場合、35人、36人に分けることができないため、23人、24人、24人となります。そうする

と、私は逆に保護者として学級編成はもう少し多い人数が望ましいのではないかと思ってしまう。このように学級編成の人数を固定するということには非常に慎重にならざるを得ないという意見、それから感触を持っております。

田 村
委員長

私も昨年からこの問題をいろいろと考えて、では一学級というのは何人が一番ベターなのだろうかと。男女比も併せて何人ぐらいが一番学習環境としてはいいのか。単に教科の学習を考えた場合は、少ないほうがわかりやすいのではという気もする、一方で学校は社会の原点です。そのため、学級は子どもたちがこれから育っていくであろう社会の原点であり、やはり多種多彩な人たちの中で学んでいくことも大切であろうとも考えると、学級の人数を減らせれば、本当にすべてうまく行くのか。やはりそれが優先課題として位置付けるべきなのかというようなことを、最近よく考えてしまいます。

感覚的には多いよりは少ないほうがいいのかと、教員の経験者としてより人数が少ないほうが一人一人もう少し深く考えることができたのではという思いもありますが、私が学級担任の時は45人学級であったため、成績をつけるときに人数が若干多いかなと感じたことはありましたが、それについてあまり意識したこともなかったです。

ただし、やはりこのような動きがあるということは、学級の人数は少ないほうがいいという一つの見方ですけれども、だからといって何をもって少ないほうがいいというのだろうか。子ども同士の関係はどうでしょう。子どもと教師の関係はどうでしょう。それらを考えるとベターな人数というのは一体何人だろうと、非常に迷ってしまいます。

そのようなことを私自身も疑問に持ちましたが、今の長谷川委員の意見を聞いて、ほかの委員の方々、いかがでしょうか。

では山田委員。

山 田
委 員

確かに財政的な状況が厳しいということ、また多くの人数で団体生活を学んでいくということも大切だと思いますが、ただ学習面におきましては少人数教育の効果があるといえますか、保護者の観点からいたしましたら、本当に一人一人を見ていただいて、確かな学力を子どもたちに

身につけさせるという面で、少人数での教育というのを考えていかなく
てはいけないのではないかなと思いました。

田 村 少人数学級でなくて、少人数指導が学力面では効果があるということ
委員長 は先ほど室長も言うておりました。そういう意味ではいいと思いたす
が、ほかにご意見ございたすか。

では、青蔭委員。

青 蔭 若干私の意見は異なりたすか、行き届いたきめ細やかなご指導をいた
委 員 だくということは、非常に学力の向上につながるということはよくわか
ります。しかし、私といたしましては、昨今、学校内での暴力、それか
ら学校を出てもいろいろなことて生徒たちが非常に危険な目に遭うとい
うことがございたす。

学校へお邪魔しましても、非常に老朽化があるとか、また門やプレパ
ブのところて問題があるという話をお聞きすることがありますが、生徒
たちの安全て安心な教育環境の整備も必要ではないかと思いたすか、い
かがでしようか。

田 村 これまで様々な意見等がでました。これらの意見を聞いて教育長はご
委員長 意見ありますか。

教育長。

山 根 少人数教育、少人数指導、これらの学習効果というのは確かにあるわ
教育長 けですので、そういう面では大和市でも現在、市の単独の事業として少
人数指導のための非常勤講師を配置しているわけです。ただし、それで
充足しているかというて、そうでもないわけですけれども、そこで財政
状況なども見ながら、優先順位を勘案し、特に必要な小学校1年生や、
中学校1年生、そういうところを中心にして少人数教育の充実を図るよ
うにしていくことがまずもって必要ではないかと思いたす。

田 村 少人数教育を充実していったほうがいいのではないかという教育長の
委員長 話がありましたか、ほかにご意見ありますか。

長谷川委員。

長谷川 先ほどの私の意見、あと皆様の意見も含め、補足になりますか、やは
委 員 り集団でのメリットとして、多文化という言葉がございたす。市の総合

計画や、教育基本計画などにも、それから大和の現状として外国人国籍の子どもが多いということで、多文化という言葉が出ておりますが、これは必ずしも外国籍の子どもたちをさした言葉ではなく、日本人の中にも文化というのは多様にある、それから家庭の環境、価値観というのが多様にあると思います。

私はそういうのも含めて、まさに一人一人が持っている習慣や文化というものがさまざまな色合いで混ざり合うことが、学級の魅力だと思いますし、それが何色あればいいというものでもないため、できる限り私は集団の大事さというのを訴えたいと思います。

田村委員長　やはり先ほど言いましたように、学校には学力向上だけではなく、何ゆえに学校に集めて、クラスをつくってその集団の中で生活していこうかという別の目的もあります。そういう意味でも、その視点からも見ていく必要があるのではないかと、長谷川委員の話ですが、その辺りについて意見等ございますか。

教育長。

山根教育長　集団の成員、集団の規模によって、いろいろな反映、効果があることは事実だろうと思います。そういう中で、少人数の教育が学力向上に仮に効果があるとしても、実際にそれを実践し、活用していくのは学校です。そういう中で少人数学級と少人数指導のどちらの指導がベストなのかというようなことについては、特に児童生徒一人一人にきめ細やかな指導ができていくという、そのような観点から考えることが必要なのではないかと考えます。

田村委員長　少人数教育は効果も認められ、取り組みやすいという点から現在いろいろと取り組まれています。ほかにご意見ございますか。

山田委員。

山田委員　これまでの長谷川委員のご意見や教育長のお話をお伺いしまして、生徒一人一人にきめ細やかな指導をしていくということで、少人数指導という考え方はいろいろ弾力を持たせてこれから考えていくのがいいのではないかと、思いました。

学級の人数だけにとらわれるのではなく、今ですと算数などで1年生

や3年生で半分に分けて授業を行うという方法も行われておりますが、例えば中学生でもっと少ない10人ぐらいの人数でいろいろな自分たちの意見を戦わせながら先生を中心に考え方や思いを深めていくなど、効果的な人数でできることを今後も研究しながら、弾力的にそのような教育を行っていきけるといいのではないかなと思いました。

田 村 ほかにありますか。

委員長 長谷川委員。

長谷川 私も山田委員がおっしゃったように、今年度も少人数等非常勤講師をフルに活用されている現状を伺っていますけれども、県の少人数を研究して活用し、また市でも非常勤ということで先生を配置しているということ、要するに先生の数については、そのように対応していただく。

そして指導形態について、算数、数学のみに限らず、さらに工夫をもって指導形態の柔軟化、それから可能性を探っていただくという考え方もあり、この請願を機に、むしろそちらに視点を向けていただきたいと思います。

田 村 今までのお話を聞いていると、人数が少ないほうがきっといいのだろうという思いもありますけれど、費用のことなども考慮すると、やはり当面は少人数教育を充実していくほうが差し当たっての課題ではないかと私は思います。

意見等はこれでよろしいでしょうか。

では、この「35人以下の早期実現を求める請願書について」を採決したいと思います。

それでは、本請願書を採択することに賛成の委員は挙手をお願いしたいと思います。

ございませんか。

では挙手がないということでございますので、本請願は不採択というふうに決しました。

それでは、予定された会議時間は2時でありましたが、既に2時になっております。まだ案件がございますので、会議の時間を延長させてい

たきます。一応目安としては2時半までということで提案をさせていただき、引き続き行いたいと思います。

それでは、議案第40号「国や県にたいして、30人学級の早期実現を求める意見書の提出を願う請願書」について議題といたします。

直ちに審議に入ります。この件について、ご意見等ございましたらお願い申し上げます。

青蔭委員。

青蔭委員 請願理由の2行目から3行目ですが、「神奈川県下でも実施している自治体もありますし、全国教育長会議でも30人学級を国に要望していることは了解」と書いてございますが、この事実関係を確認させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

田村委員長 大澤学校教育課長。

大澤学校教育課長 神奈川県内の自治体ということでは、確認したところ、秦野市が市議会議長名で国に対して30人学級の実現のための意見書を平成20年度提出しております。また、全国都市教育長協議会が少人数学級、特に30人学級の早期実現について国に対して要望を出しております。

以上です。

田村委員長 昨年も申しましたが、意見書というのは通常議会が提出するものです。そのため、この秦野市の場合も議会が出しておりますが、大和市でも請願の方々が議会にも請願しているいろいろな論議されたと記憶しています。そういう意味では、昨年話ではこの意見書をどこのだれに出すのか、それからその意見書はどう取り扱われるのか、その効力は果たしてどうなのか、という話を昨年した記憶がありますが、このような意見書というのは実際どのように取り扱われるのでしょうか。

井上総務課長。

井上総務課長 通常の市議会では意見書を国に出す場合、例えば教育関係であれば、文部科学省大臣あてに出すのが一般的です。県でございますが、例えば市教育委員会が出した場合に、これは県教育委員会が受理し、それ以降、こういった協議会の中で議論されるかどうかは、その委員会の判断に委

ねられます。

田 村 ほかにありますでしょうか。

委員長 先ほど秦野市が出したということでしたが、実際、この意見・要望に対して、県や国の考えはどのようなものでしょうか。

大澤学校教育課長。

大 澤 先ほども若干触れましたが、国は各都道府県などにおける学級編成の
学校教育 弾力的運用は認めています。学級編成の標準である40人を全国一律
課 長 に引き下げるという画一的な取り組みはしないで、地域や学校の実情に
合わせた柔軟な取り組みを可能とすることによって、少人数教育を一層
推進するという方向性を17年度から示しております。

また、県の考えですが、平成16年度よりチームティーチングで少
人数授業のための加配教員を学級担任に振りかえて活用する少人数学級
研究指定校制度をスタートしておりますが、少人数学級のための学級編
成基準及び教職員配置基準の改正については、新たに転換等の措置が必要
となるということから、厳しい財政状況のもとでは困難であるとの見
解を示しております。

以上です。

田 村 ほかにご意見ございますか。

委員長 山田委員。

山 田 やはり厳しい財政状況ということで、国も経費の負担を行いません
委 員 し、県においてもお金がないということで、行わないかわりに少人数授
業や、チームティーチングを行うための教員は、地域の学校の実情に
応じて派遣して下さるということでよろしいでしょうか。

田 村 大澤学校教育課長。

委員長

大 澤 そういうことになります。

学校教育 より詳しく説明しますと、1学級当たりの児童数が35人を超えるクラ
課 長 スが1学年のうち3クラスあったとします。その場合に、少人数学級や
チームティーチングのために配置された教員を担任として活用してよ

いというものであります。こうした場合には、3クラスが4クラスとなって、各クラスの人数が35人より少ない学級編成となります。この場合、少人数やチームティーチングの教員を担任として活用した場合には、少人数授業、チームティーチングを行わなくてもよいということになっております。

田 村 他にご意見等ございますか。

委員長 長谷川委員。

長谷川 請願理由の下段のほうについて、少し確認させてください。

委 員 O E C D 調査という根拠づけがありますが、日本と韓国の2国のみが30人以下学級は達成できておりませんというのは、恐らく法律的に30人以下の学級編成を達成できていないということだと思います。実際の学級人数というのでしょうか、現状というの、どれほど数字的に開きがあるのでしょうか。

田 村 O E C D の調査について、大澤学校教育課長。

委員長

大 澤 請願には学校教育費と、平均の学級の数について書かれておりますので、その点についてお答えします。

課 長 O E C D の調査によりますと、2005年度ですが、全教育段階における日本の教育機関に対する公的支出の対国民総生産比は、3.4%で、O E C D 加盟国28カ国中、最下位となっております。

続いて人数についてですが、国公立の教育機関における1学級当たりの児童生徒数は、O E C D の各国平均では初等教育段階で21.5人、それから前期中等教育段階で23.8人となっております。日本の場合はどうかといいますと、初等教育で28.2人、それから前期中等教育で33.2人となっております。韓国につきましては、初等教育段階で31.6人、前期中等教育段階で36.0人となっております。

なお、初等教育といいますのは小学校、前期中等教育といいますのは中学校ということをご理解ください。

以上です。

田 村 このOECDの話を聞いた上でご意見ありますか。
委員長 長谷川委員。

長谷川 OECDについてのデータは、ニュース等でも話題になっていたの
委 員 認識しておりましたが、それと今回の学級編成の話に関連して請願理由
 に掲載されていたということで、改めて再認識した部分もあります。

 ただし、私は教育費というのは学級編成だけが教育費に響いてくるも
 のでもないと思います。いろいろな面での教育費なので、どこに重きを
 置くかが大切ということであって、日本の教育が最下位なのかという
 と、そのように受けとめたくもないし、受けとめることもないと思っ
 ています。もちろん、悪い現状というものを無視するものではないです
 が、少人数学級の実現を求める一理由として挙がってはおりますが、直
 結する理由として私は余り認識を共有しない部分であります。

 次に、再度の確認になりますが、先ほどいじめ・不登校の話がありま
 したが、不登校について、学級編成との因果関係というのは、先ほどの
 補足としてご説明いただけますでしょうか。

田 村 では中村室長、もう一度その辺りをはっきりとご説明ください。
委員長

中 村 この点についても、先ほどの話と同様に、直接的な因果関係というの
指導室長 は認められてはおりませんでした。

 ただし、今後もいじめ・不登校対策につきましては、児童生徒一人一
 人にきめ細やかな指導や支援を行っていく中で解決していきたいと考
 えております。

田 村 教育長。
委員長

山 根 ここで動議を提出させていただきたいというふうに思います。

教育長 本請願につきましては、昨年も同様の請願事項でいただいております。
 昨年においては教育委員会として十分その趣旨は理解できるが、大
 和市単独で採択し、要望を行ったとしても目的を達成したことにはなら
 ず、採択はできないと。今後も他市との連携を進めながら、改善を要望
 していくことということで、審議をとどめております。

今回につきましても、前回と特段、本市、神奈川県、あるいは国の段階におきましても少人数学級編成についての状況が大きく変化したわけではありませぬので、そういう状況の中で引き続き、他市などとの連携を図りながら、県及び国に要望をしていくというようなことでよろしいのではないかなと思います。

したがいまして、不採択とはしないで、前回同様、審議についてはとどめるということで動議を提出させていただきます。

田 村 ただいま山根委員から協議をとどめるという動議が提出されました。
委員長 動議が出されますと、審議しなくてはいけないことに決まっておりますので、動議を取り上げたいと思います。

動議について、議題とすることはよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

田 村 では議題ということで取り上げたいと思います。
委員長 では、この議題について質疑、討論がありましたらお願いいたします。

今の動議については、特にご意見ございませんか。

それでは、質疑、討論を終結いたします。

それでは、これより採決をいたします。

本件の審査をとどめることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

田 村 挙手多数ですので、議案第40号については、とどめるということで
委員長 処理させていただきます。

それでは、続いて日程第27 議案第41号「大和市教育委員会職員の人事異動について」ですが、非公開とすべき人事案件として、審議を非公開といたします。

ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

田 村 異議なしということでございますので、日程第27 議案第41号は
委員長 非公開といたします。

傍聴人の退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩とさせていただきます。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時15分

< 以下、審議内容非公開 >

田 村 異議なしということですので、議案第41号は可決いたしました。
委員長

閉 会

田 村 以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。
委員長 これにて教育委員会3月定例会を閉会いたします。

閉会 午後 2時17分

上記会議の顛末を証記し、その相違ないことを証し署名する。

平成21年 月 日

署名委員

署名委員

書 記